

一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和4年度）について

環境省では、全国の市町村及び特別地方公共団体（1,741市区町村及び549一部事務組合）に対し「一般廃棄物処理事業実態調査（令和4年度）」を行った。

本調査結果は、令和4年度1年間の実績又は、令和4年度末（令和5年3月31日）現在の、ごみ・し尿の排出処理状況、廃棄物処理事業経費・人員、一般廃棄物処理施設の整備状況等について、取りまとめたものである。人口については令和4年10月1日現在であるが、一部は令和5年3月31日現在である。

※：以下の図表等の数値については、四捨五入により合計が一致しない場合がある。

※：「ごみ総排出量」とは廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、基本方針）における「一般廃棄物の排出量」と同様とする。

ごみ総排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

※：本報告書で使用している廃棄物処理施設のデータは、都道府県が設置した施設を含まない値である。

I ごみ処理

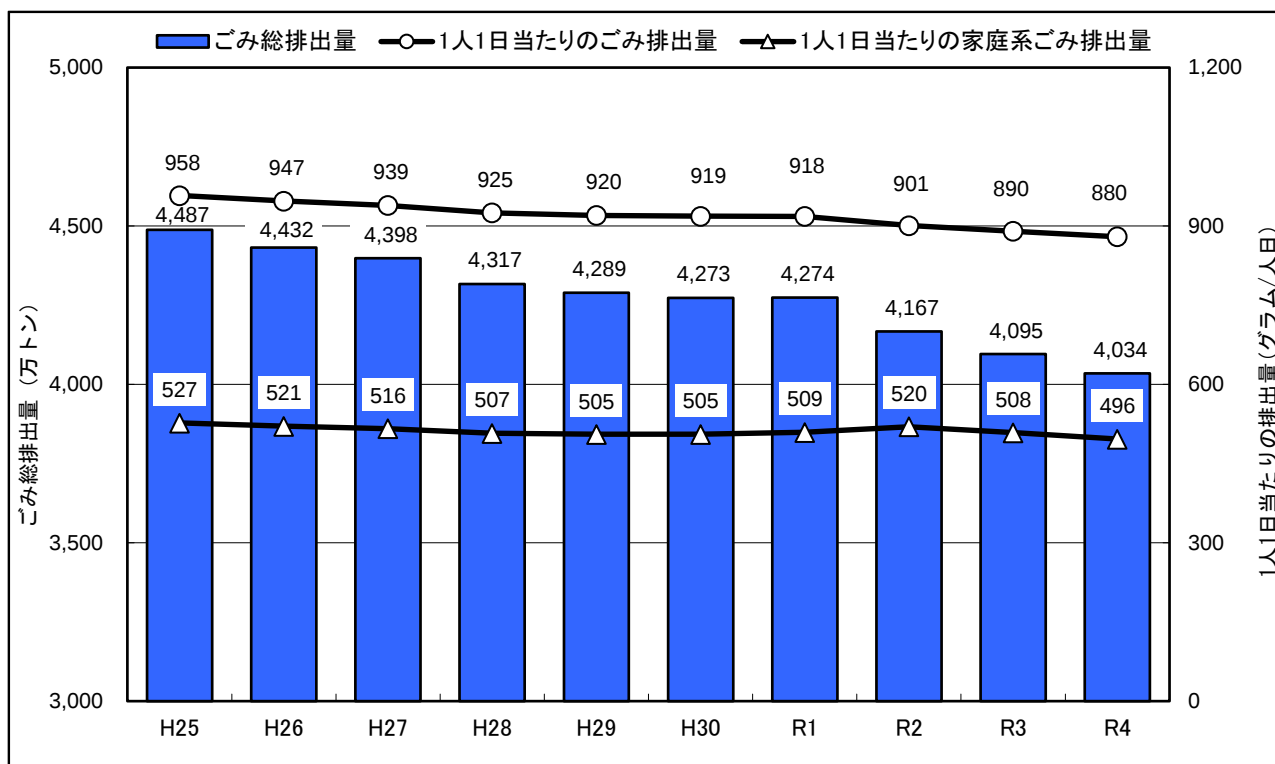
1. ごみの排出・処理状況

（1）全国のごみ総排出量

令和4年度におけるごみ総排出量は4,034万トン（東京ドーム約108杯分^{注4)}）、1人1日当たりのごみ排出量は880グラムである。なお、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は496グラムである。

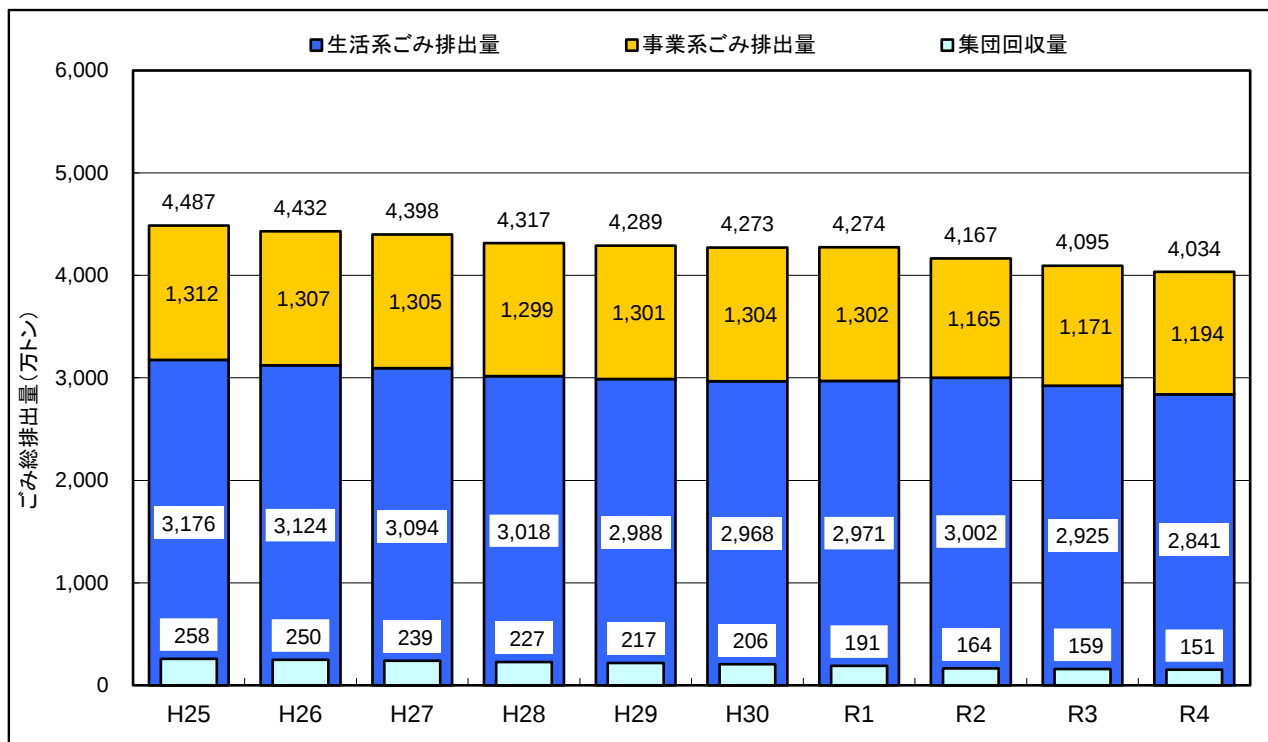
ごみ総排出量は平成25年度以降減少傾向である。基本方針でベースラインとしている平成24年度4,523万トンを10年連続で下まわった（図－1）。

注4) ごみの比重を0.3t/m³として算出。（東京ドーム地上部の容積：1,240,000m³）



図－1 ごみ総排出量の推移

ごみの排出量を排出形態別でみると、令和4年度において、生活系ごみが2,841万トン、事業系ごみが1,194万トンであり、生活系ごみが約70%を占める（図－2）。



図－2 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移 ^{注5)}

注5) 生活系ごみの数値：家庭のごみ。ただし、推計による場合は、市町村収集と委託業者の収集の合計。

事業系ごみの数値：事業所のごみ。ただし、推計による場合は、許可業者収集と直接搬入の合計。

(2) ごみ処理の状況

ごみの総処理量 ^{注6)} は3,890万トンであり、そのうち、焼却、破碎・選別等により中間処理された量（中間処理量）は3,668万トン、再生業者等へ直接搬入された量（直接資源化量）は188万トンで、この両者でごみの総処理量の99.1%（減量処理率 ^{注7)}）を占める。

- ・ 中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量（処理後再生利用量）は451万トンで、これに直接資源化量と集団回収量を合計した総資源化量は791万トンである。
- ・ 中間処理により減量化された量は2,913万トン、中間処理されずに直接最終処分された量は34万トンであり、直接埋立率はごみの総処理量の0.9%である（図－3）。
- ・ 令和4年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集した容器包装の再商品化量（参考：令和3年度実績270万トン ^{注8)}）は総資源化量（791万トン）に含まれている。
- ・ なお、令和4年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は60万トン ^{注9)}、このうち再商品化量が53万トン ^{注9)}であり、これを含めると総資源化量は844万トンとなる。

注6) ごみの総処理量＝中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量であり、「計画処理量」とは、計量誤差等により一致しない。

注7) 減量処理率（%）＝〔（中間処理量）＋（直接資源化量）〕÷（ごみの総処理量）×100

注8) 出典「令和3年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について」

（環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室）

注9) 出典「家電リサイクル年次報告書 令和4年度版（第22期）」（一般財団法人家電製品協会）

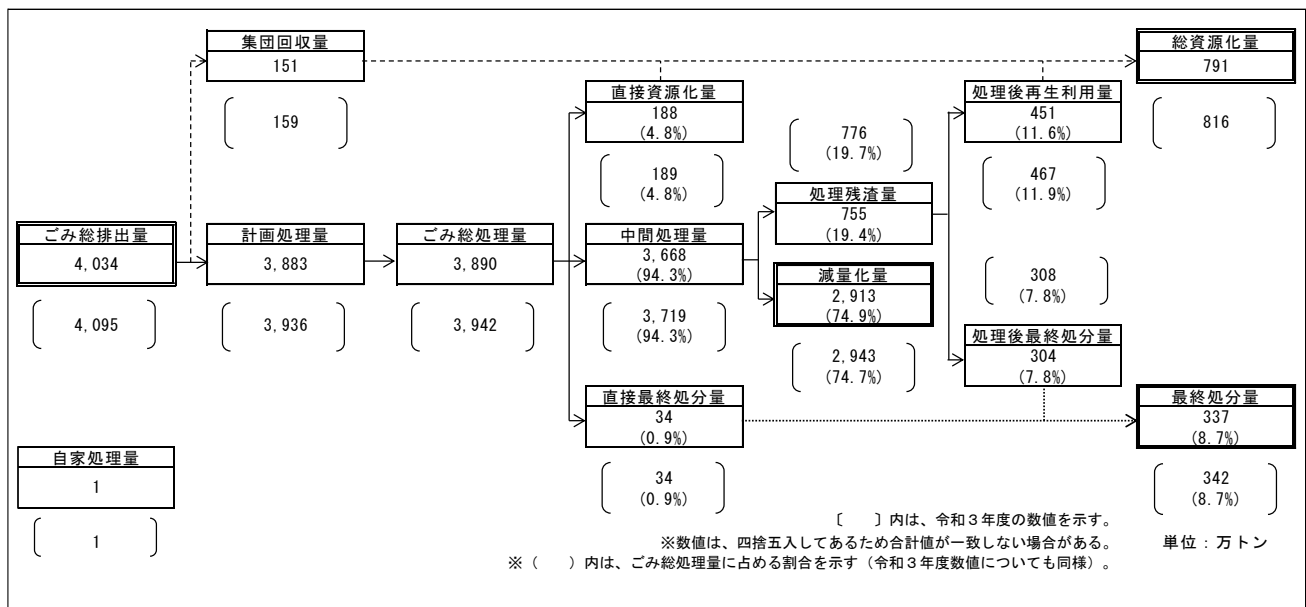


図-3 全国のごみ処理のフロー

中間処理量のうち、直接焼却された量は3,114万トンであり、直接焼却率はごみの総処理量の80.1%である（図-4）。直接焼却された量については、平成25年度以降概ね減少傾向である。

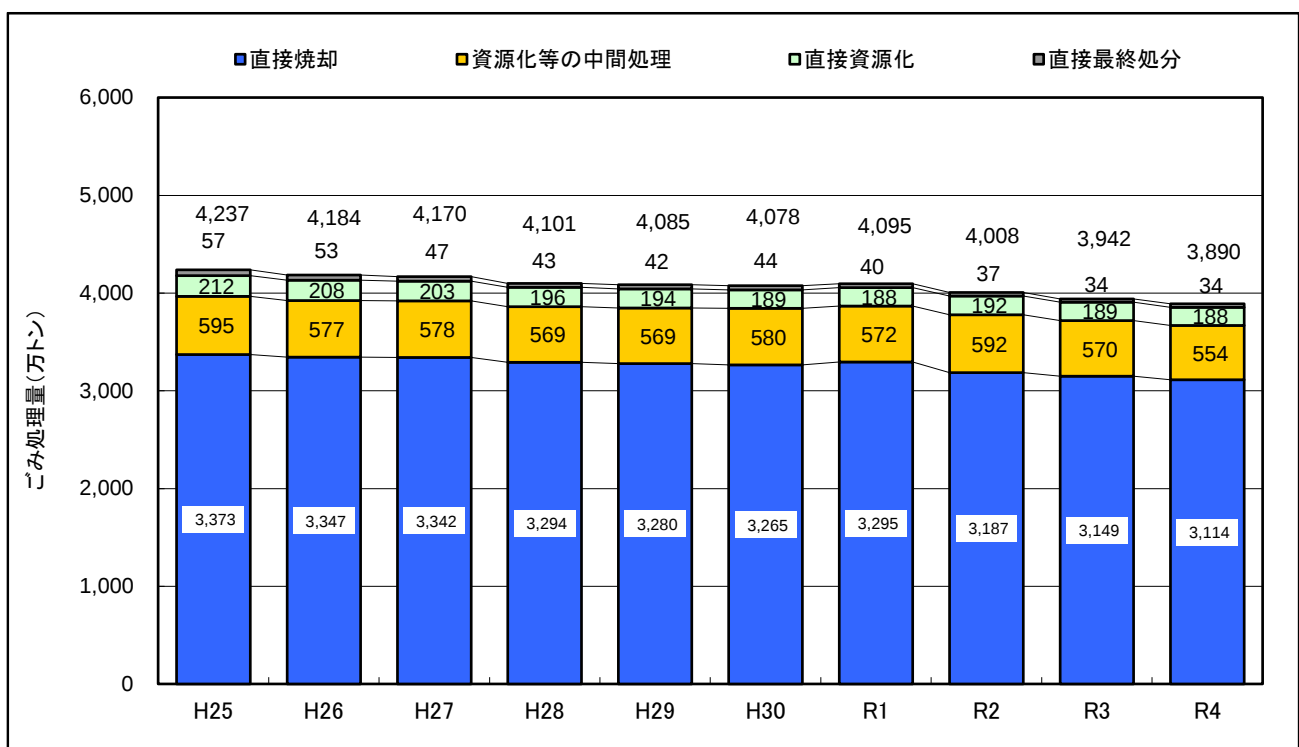
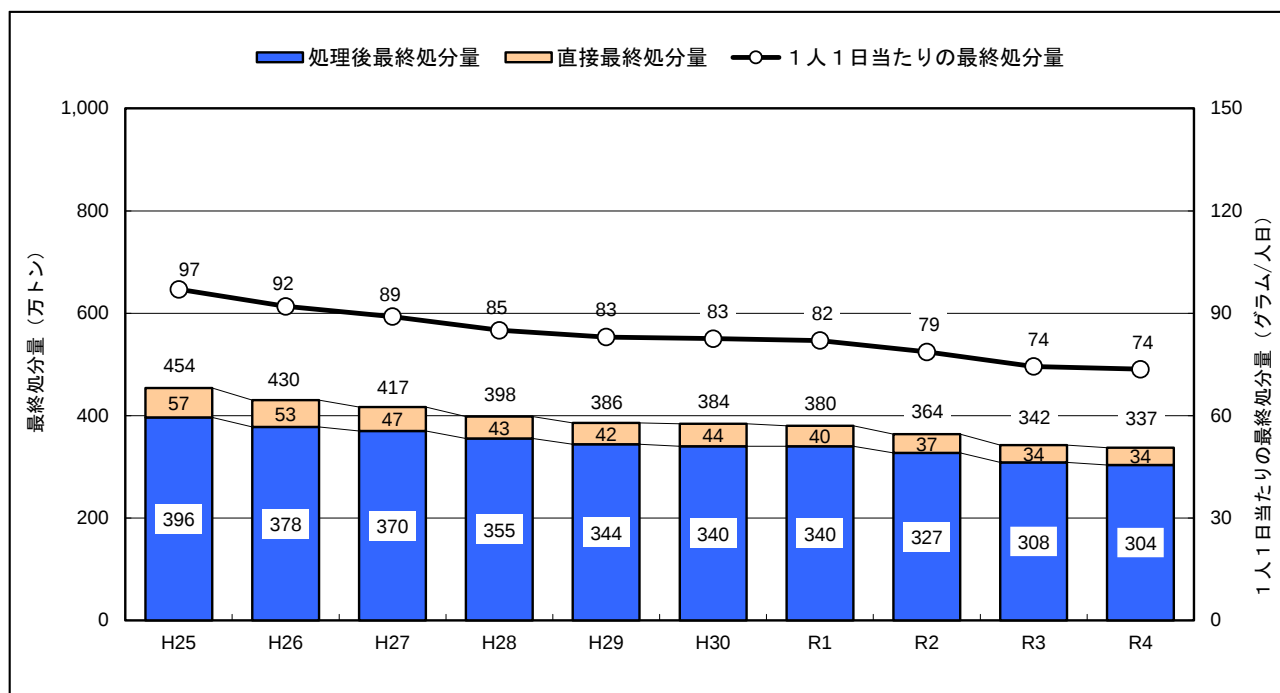


図-4 ごみの総処理量の推移

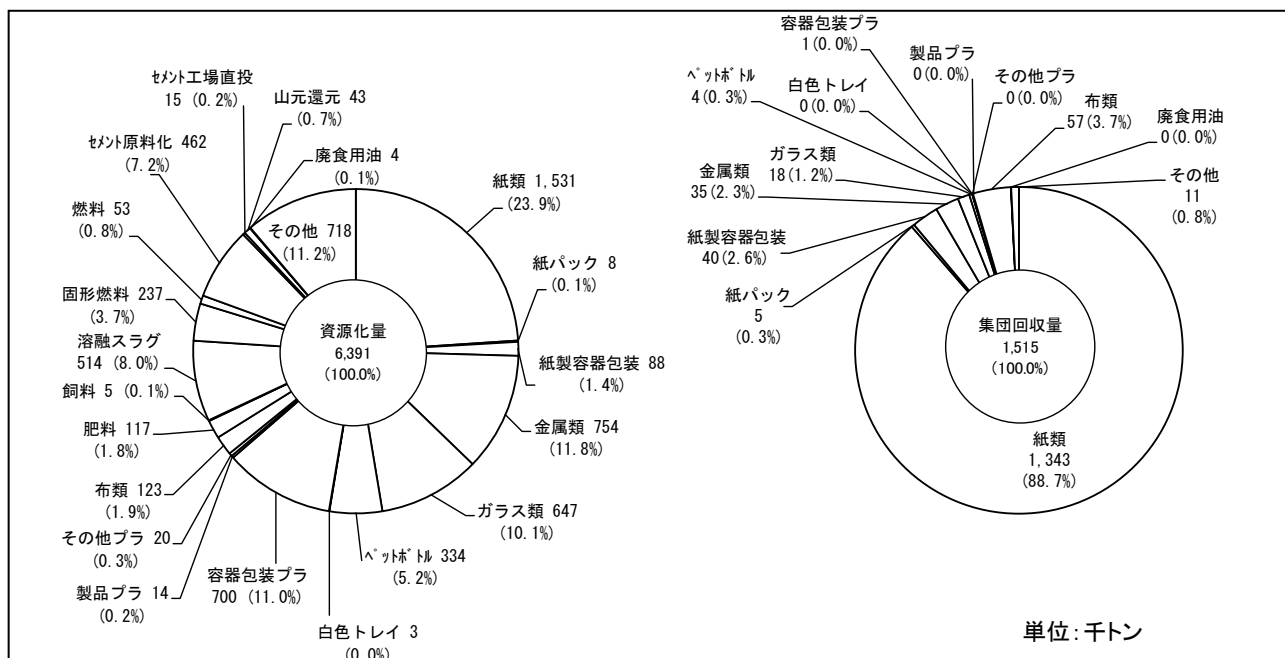
直接最終処分量と中間処理後に最終処分された量とを合計した最終処分量は337万トン、1人1日当たりの最終処分量は74グラムである。（図－5）



図－5 最終処分量の推移

(3) リサイクルの状況

市区町村等において分別収集により直接資源化された量及び中間処理後に再生利用された量の合計は639万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は152万トンである（図－6）。



図－6 資源化量の品目別内訳

市区町村等による資源化と住民団体等による集団回収とを合わせた総資源化量は791万トン、リサイクル率^{注10)}は19.6%である。総資源化量及びリサイクル率は平成26年度以降微減傾向にあり、リサイクル率は令和2年度に微増したものの令和3年度以降は再び微減した。(図-7)

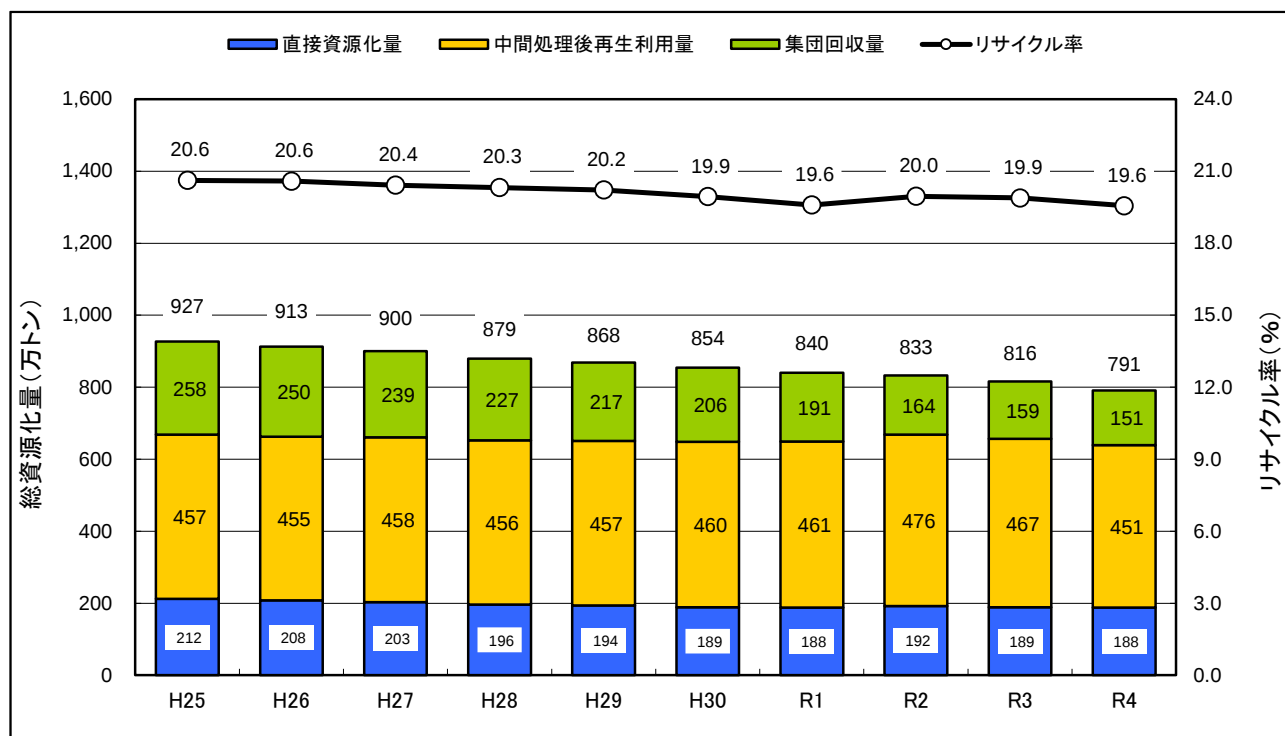


図-7 総資源化量とリサイクル率^{注10)}の推移

$$\text{注10) リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(参考)

家電4品目の家電処理量及び家電再商品化量^{注9)}を考慮した場合のリサイクル率

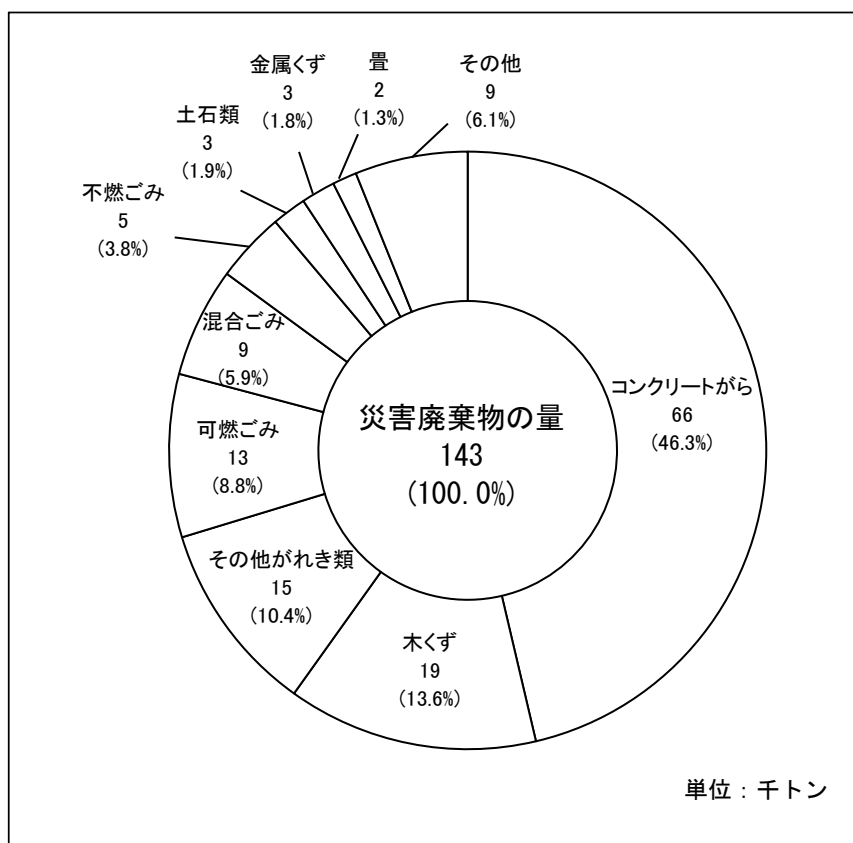
$$\begin{aligned} \text{リサイクル率 (\%)} &= \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 20.6\% \end{aligned}$$

ごみ燃料化をエネルギー回収とし、リサイクルから除いた場合のリサイクル率

$$\begin{aligned} \text{リサイクル率 (\%)} &= \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量 (ごみ燃料化を除く)} + \text{集団回収量} + \text{家電再商品化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量} + \text{家電処理量}} \times 100 \\ &= 19.8\% \end{aligned}$$

(4) 災害廃棄物の状況

災害廃棄物処理事業国庫補助金の適用を受けて処理を行った災害廃棄物の量は14万トンである
(図－8)。



図－8 災害廃棄物の内訳

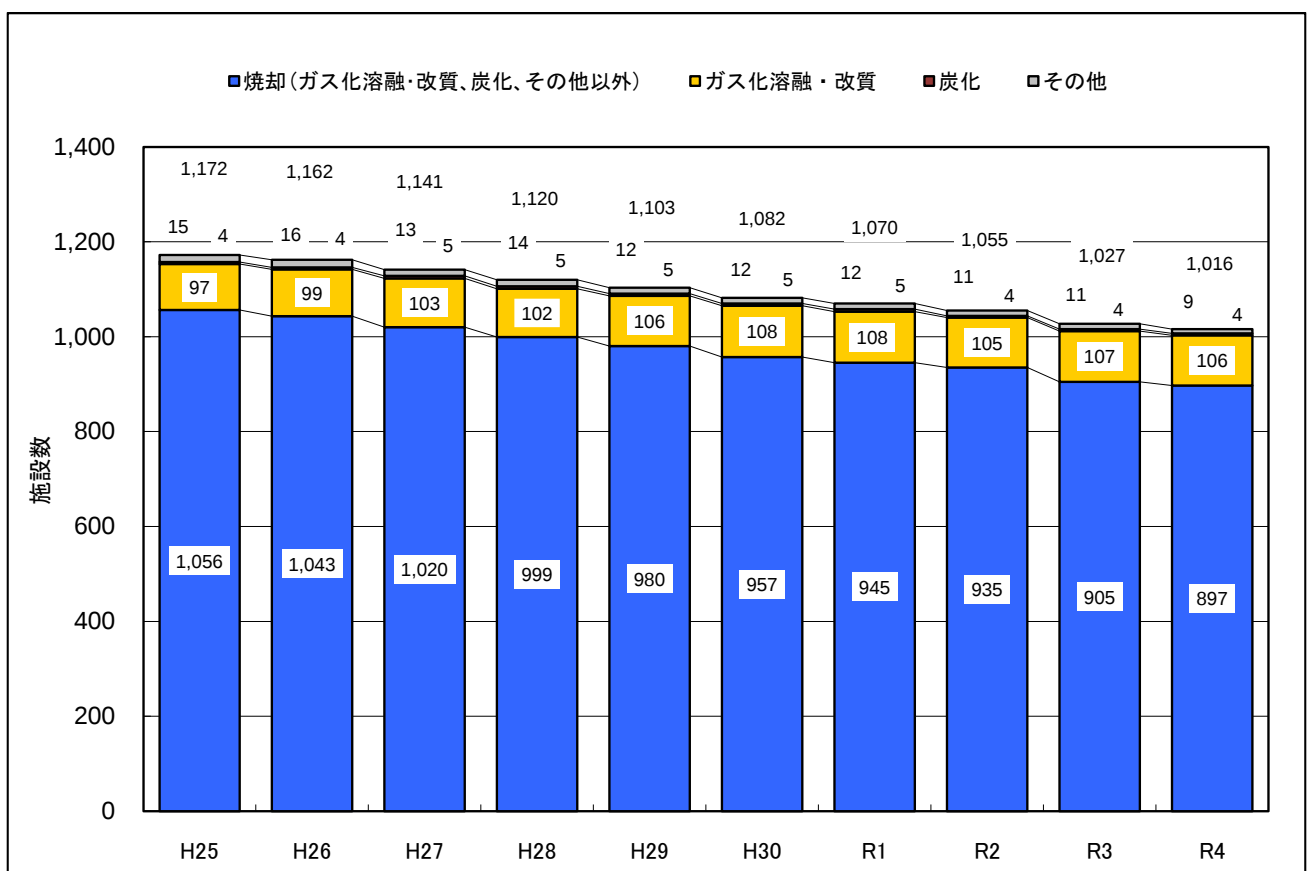
2. ごみ焼却施設の整備状況（着工ベース）

令和4年度末現在のごみ焼却施設数は1,016施設（うち令和4年度中の新設は27施設）であり、処理能力の合計は174,646トン/日である（表－1）。図－9、10に施設数及び処理能力の推移を、図－11に施設規模別の内訳を示す。

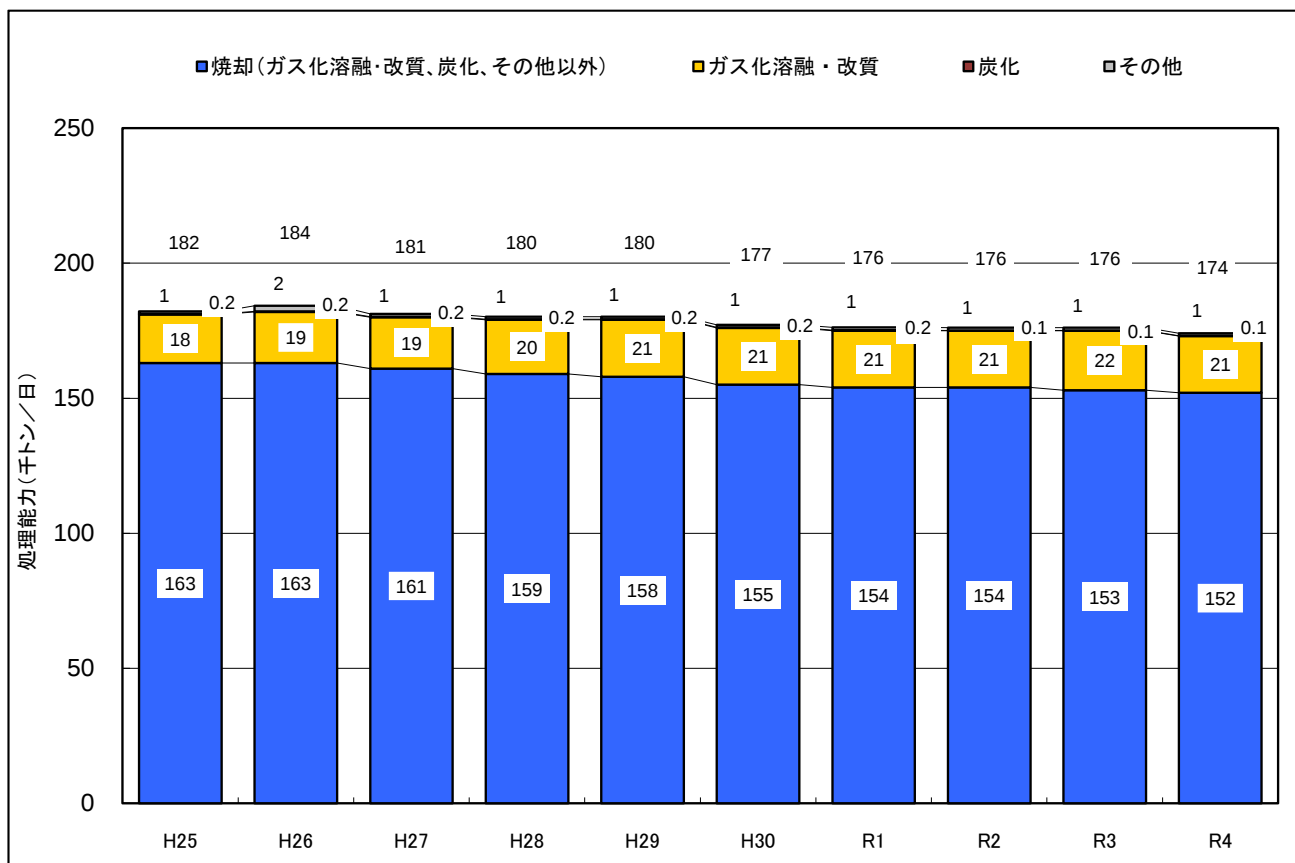
表－1 ごみ焼却施設の種類別施設数・処理能力

施 設 の 種 類	(処理能力:トン/日)				
	焼却(ガス化溶融・改質、炭化、その他以外)	ガス化溶融・改質	炭化	その他	合 計
施 設 数	897 (905)	106 (107)	4 (4)	9 (11)	1,016 (1,027)
処 理 能 力	152,004 (152,764)	21,405 (21,570)	136 (136)	1,101 (1,246)	174,646 (175,715)

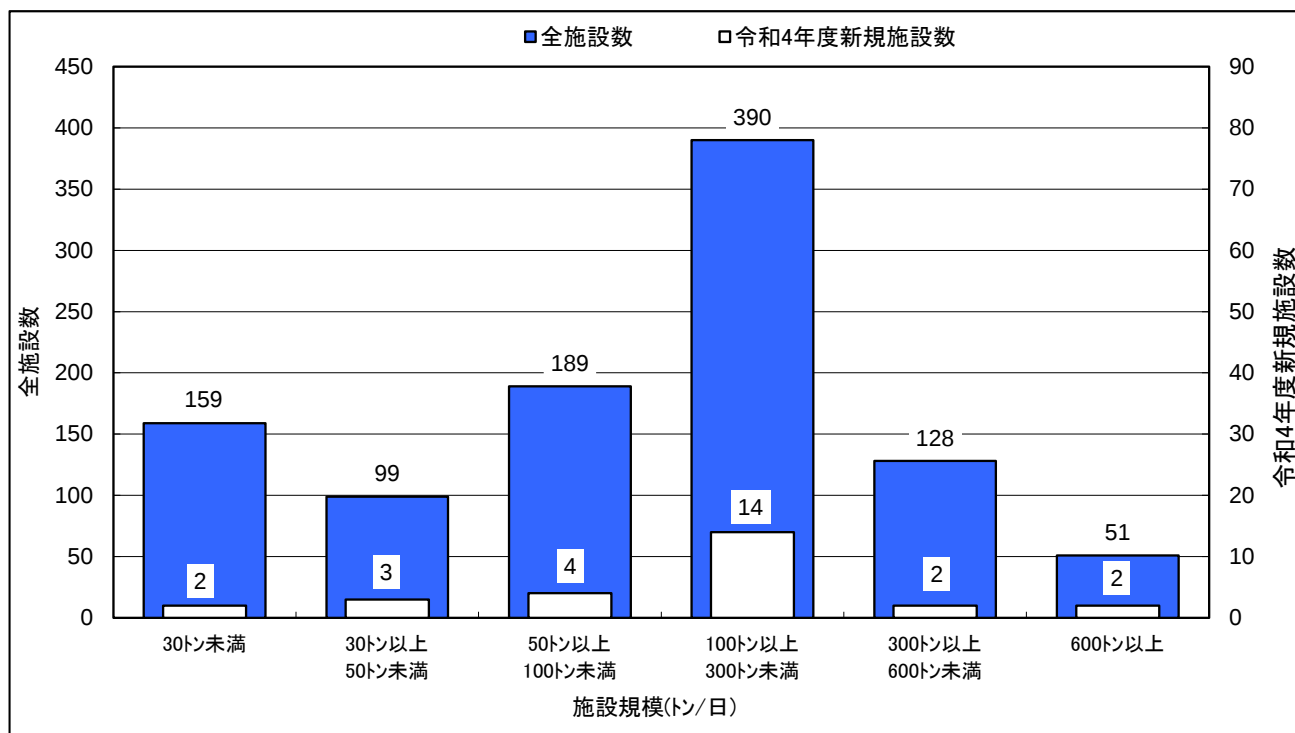
※（ ）内は令和3年度の数値を示す。



図－9 ごみ焼却施設の種類別施設数の推移



図－１０ ごみ焼却施設の種別別処理能力の推移



図－１１ ごみ焼却施設の規模別施設数

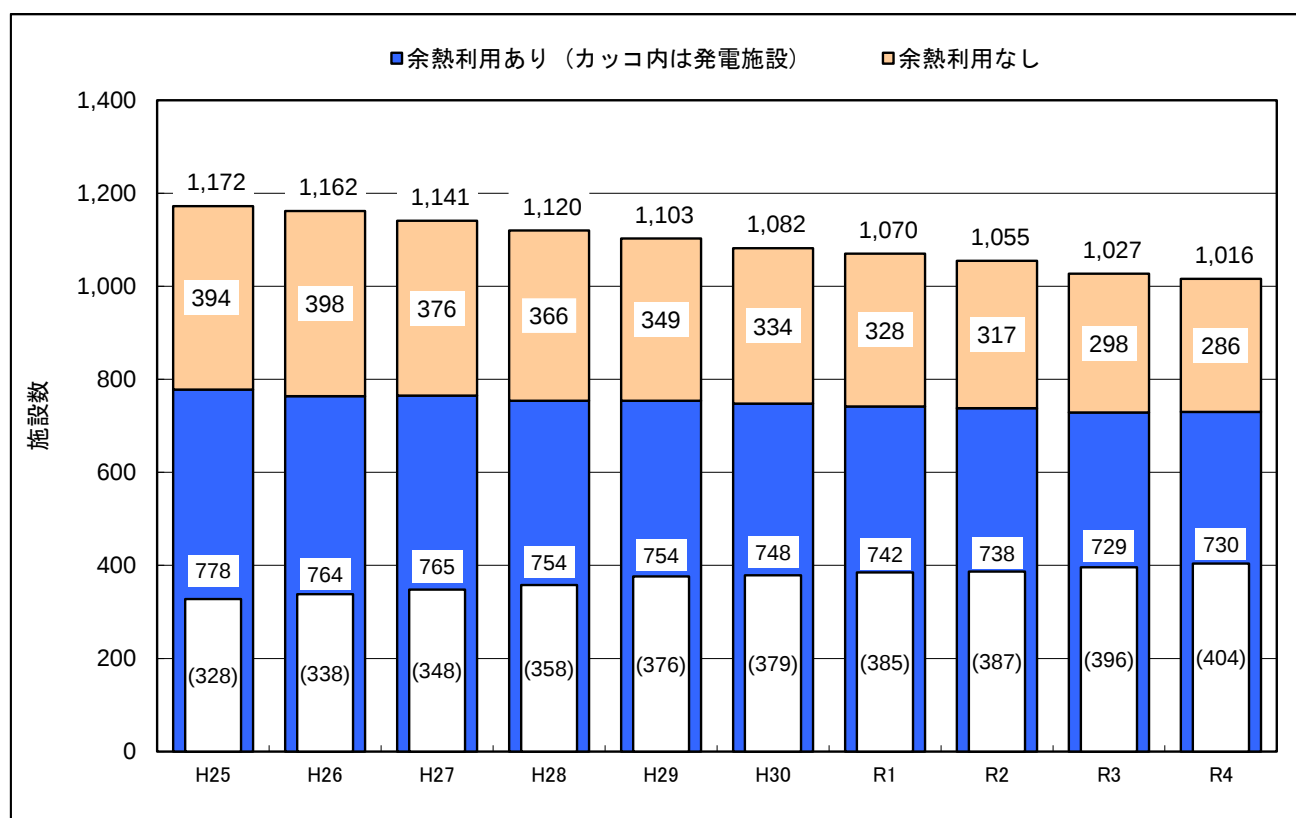
余熱の利用については、全体の71.9%の730施設で実施されており、具体的な利用方法としては、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯での利用や、施設外での利用として温水プール等への温水・熱供給、地域への熱供給等がある（表－2、図－12）。

表－2 ごみ焼却施設の余熱利用状況 注11)

余熱利用 の状況		余熱利用あり							余熱利用 無し
		場内温水	場外温水	場内蒸気	場外蒸気	場内発電	場外発電	その他	
施設数	730 (729)	580 (585)	196 (198)	229 (228)	88 (91)	402 (394)	278 (269)	39 (39)	286 (298)

※（ ）内は令和3年度の数値を示す。

注11) 重複回答のため施設数の合計と一致しない。



図－12 ごみ焼却施設の余熱利用の推移

発電設備を有する施設は404施設で全ごみ焼却施設の39.8%を占め、発電能力の合計は2,208MWである（表－3）。また、総発電電力量は10,331GWhであり、約262万世帯分^{注12)}の年間電力使用量に相当する。

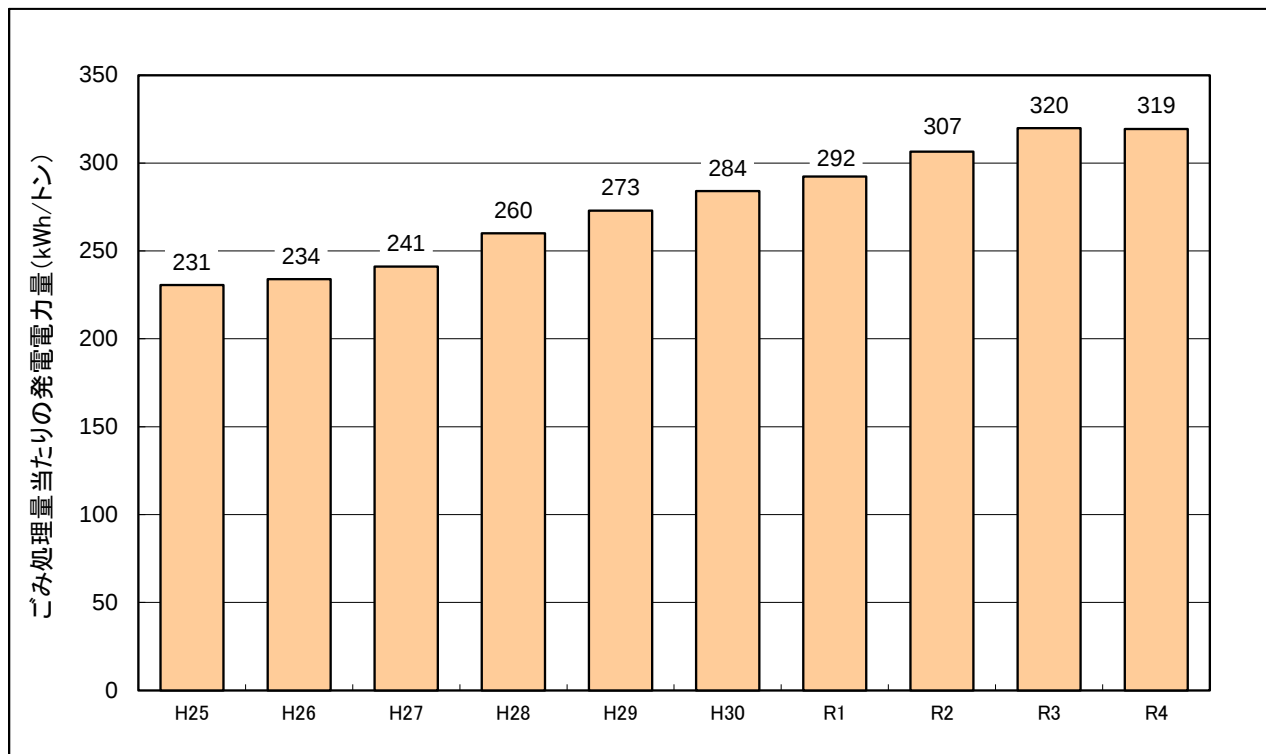
注12) 「令和4年度 家庭部門のCO2排出実態統計調査（速報値）」世帯当たりの年間エネルギー消費量（電気）3,950kWh（環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室）をもとに算出。

表－3 ごみ焼却施設の発電の状況

発電施設数	404	(396)
総発電能力 (MW)	2,208	(2,149)
発電効率 (平均) (%)	14.27	(14.22)
総発電電力量 (GWh)	10,331	(10,452)

※（ ）内は令和3年度の数値を示す。

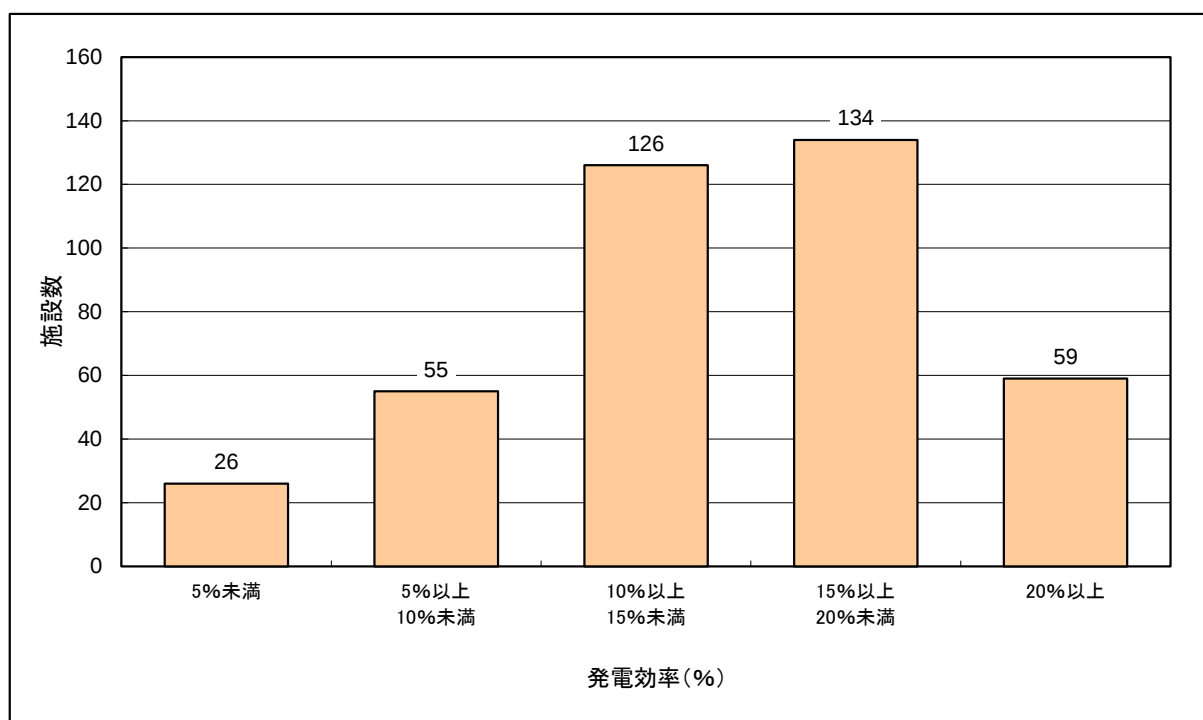
また、ごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から求められるごみ処理量当たりの発電電力量は、概ね増加傾向にあるが、令和4年度は微減した。（図－１３）。



図－１３ ごみ処理量当たりの発電電力量 ^{注13)}

注13) ごみ処理量当たりの発電電力量 (kWh/トン) =
$$\frac{\text{ごみ焼却施設における年間総発電電力量 (kWh)}}{\text{ごみ焼却施設におけるごみの年間処理量 (トン)}}$$

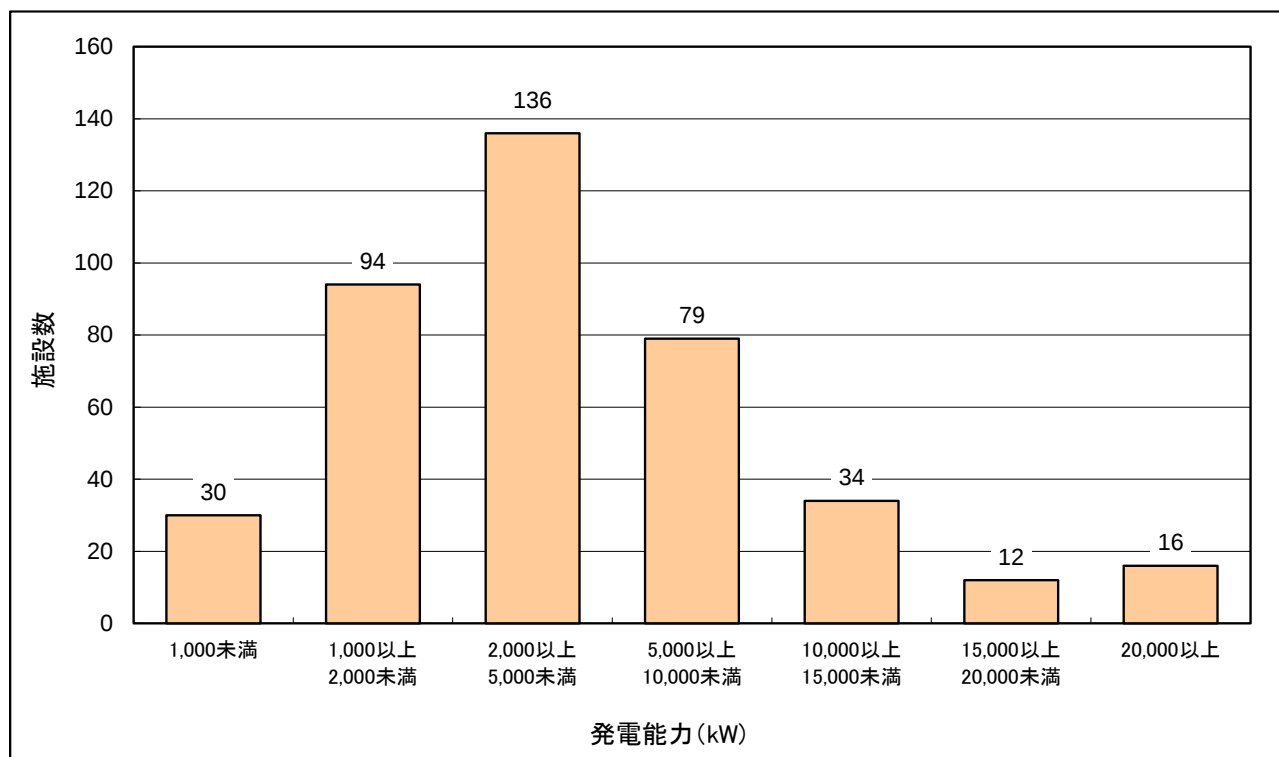
発電設備を有する施設のうち、発電効率が10%以上の施設は319施設（令和3年度311施設）であり、全体の79%（令和3年度79%）を占める。うち、発電効率が20%以上の施設は59施設（令和3年度58施設）にとどまる（図－１４）。



図－１４ ごみ焼却施設の発電効率別の施設数 ^{注14)}

注14) 発電施設404施設のうち、有効回答があった400施設を対象としている。

発電能力が5,000kW未満の施設は260施設であり全体の64%を占める。このうち、2,000kW未満^{注15)}という比較的小規模な発電設備を有する施設の数124施設となっている（図－15）。

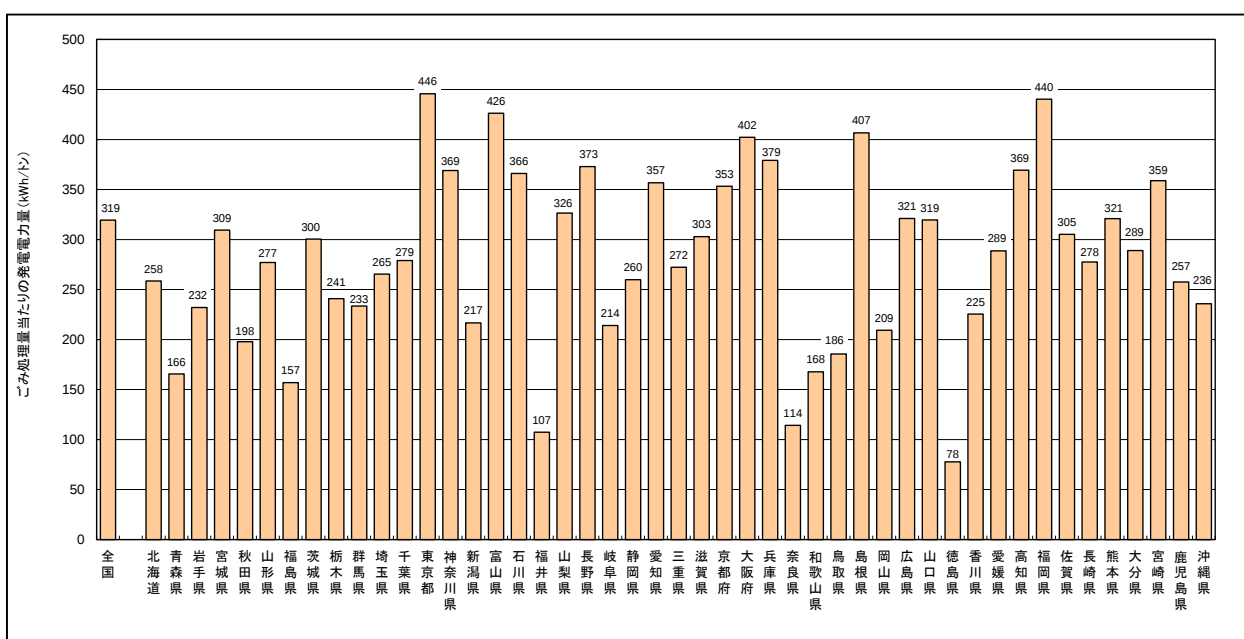


図－15 ごみ焼却施設の発電能力別の施設数^{注16)}

注15) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（令和4年4月、資源エネルギー庁）によると、「発電設備等の一設置者当たりの電力容量が原則として2,000kW未満の発電設備等は一定の技術要件を満たす場合には、高圧配電線と連系することができる。」とされている。

注16) 発電施設404施設のうち、有効回答があった401施設を対象としている。

各都道府県におけるごみ焼却施設（発電設備の有無を問わない）の年間処理量と年間総発電電力量から、ごみ処理量当たりの発電電力量を比較すると、地域でばらつきが大きく、ごみ発電の整備水準は地域差が著しい（図－16）。



図－16 都道府県別のごみ処理量当たりの発電電力量

3. 最終処分場の整備状況

(1) 残余年数と残余容量

令和4年度末現在、一般廃棄物最終処分場は1,557施設（うち令和4年度中の新設は10施設で、稼働前の4施設を含む。）、残余容量96,663千 m^3 であり、昨年度より減少した。

残余年数^{注17)}は全国平均で23.4年である。（表－4、図－17）。

大都市圏における残余年数の状況については、首都圏^{注18)}で30.0年（令和3年度30.1年）、近畿圏^{注18)}では19.6年（令和3年度19.6年）であった。

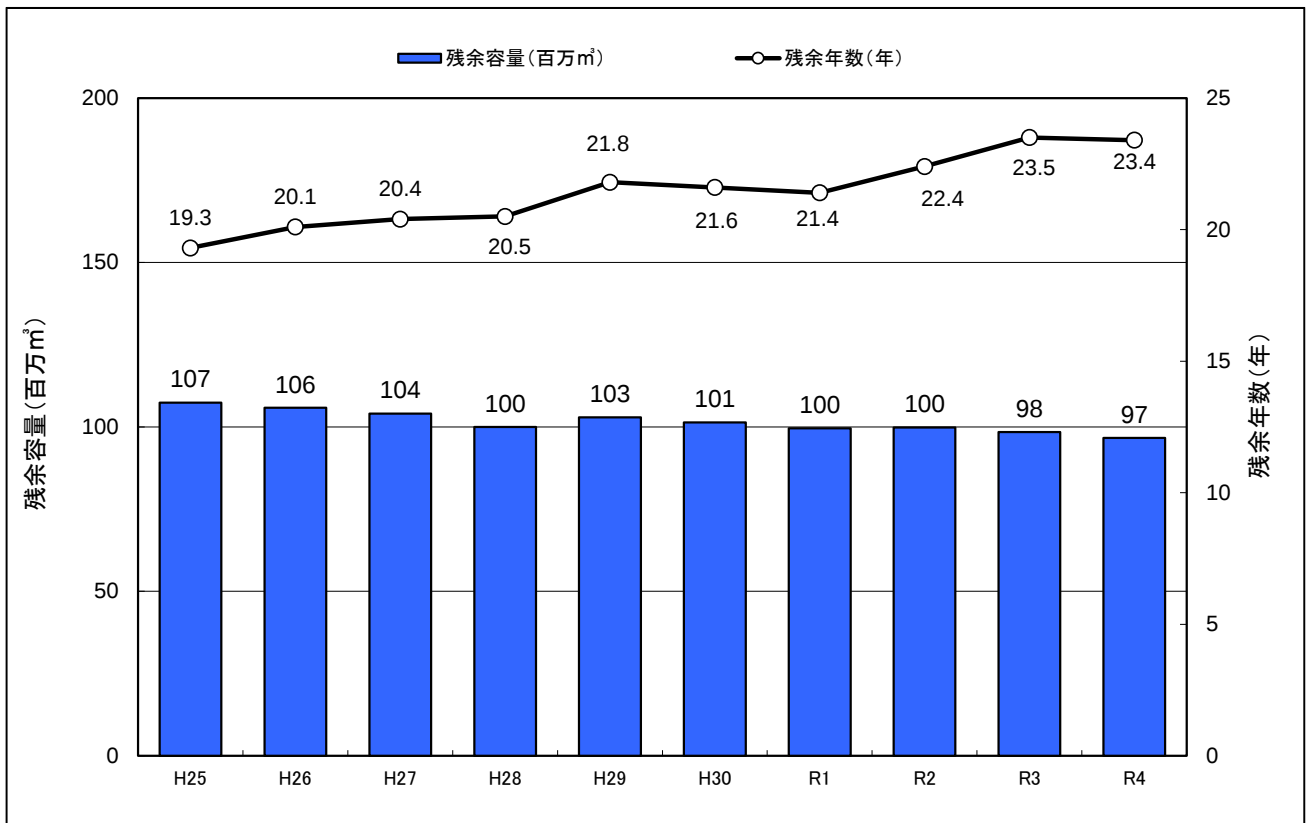
注17) 残余年数とは、新規の最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間（年）をいい、以下の式により算出される。

$$\text{残余年数} = \frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} \div \text{埋立ごみ比重}} \quad (\text{埋立ごみ比重は } 0.8163 \text{ とする。})$$

注18) 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。

表－４ 一般廃棄物最終処分場の施設数と残余年数の推移

区分 年度	最終処分場数					埋立面積 (千㎡)	全体容量 (千㎡)	残余容量 (千㎡)	残余年数 (年)
	山間	海面	水面	平地	計				
平成25年度	1,243	25	9	446	1,723	44,125	464,829	107,410	19.3
平成26年度	1,223	26	9	440	1,698	44,077	467,174	105,824	20.1
平成27年度	1,210	25	9	433	1,677	44,347	464,788	104,044	20.4
平成28年度	1,194	25	10	432	1,661	43,875	468,395	99,963	20.5
平成29年度	1,187	25	9	430	1,651	43,191	470,002	102,873	21.8
平成30年度	1,180	25	10	424	1,639	42,827	469,639	101,341	21.6
令和1年度	1,167	25	10	421	1,623	42,787	470,884	99,577	21.4
令和2年度	1,147	25	10	420	1,602	42,009	468,345	99,836	22.4
令和3年度	1,129	23	9	411	1,572	41,927	467,365	98,448	23.5
令和4年度	1,119	23	8	407	1,557	41,746	466,674	96,663	23.4



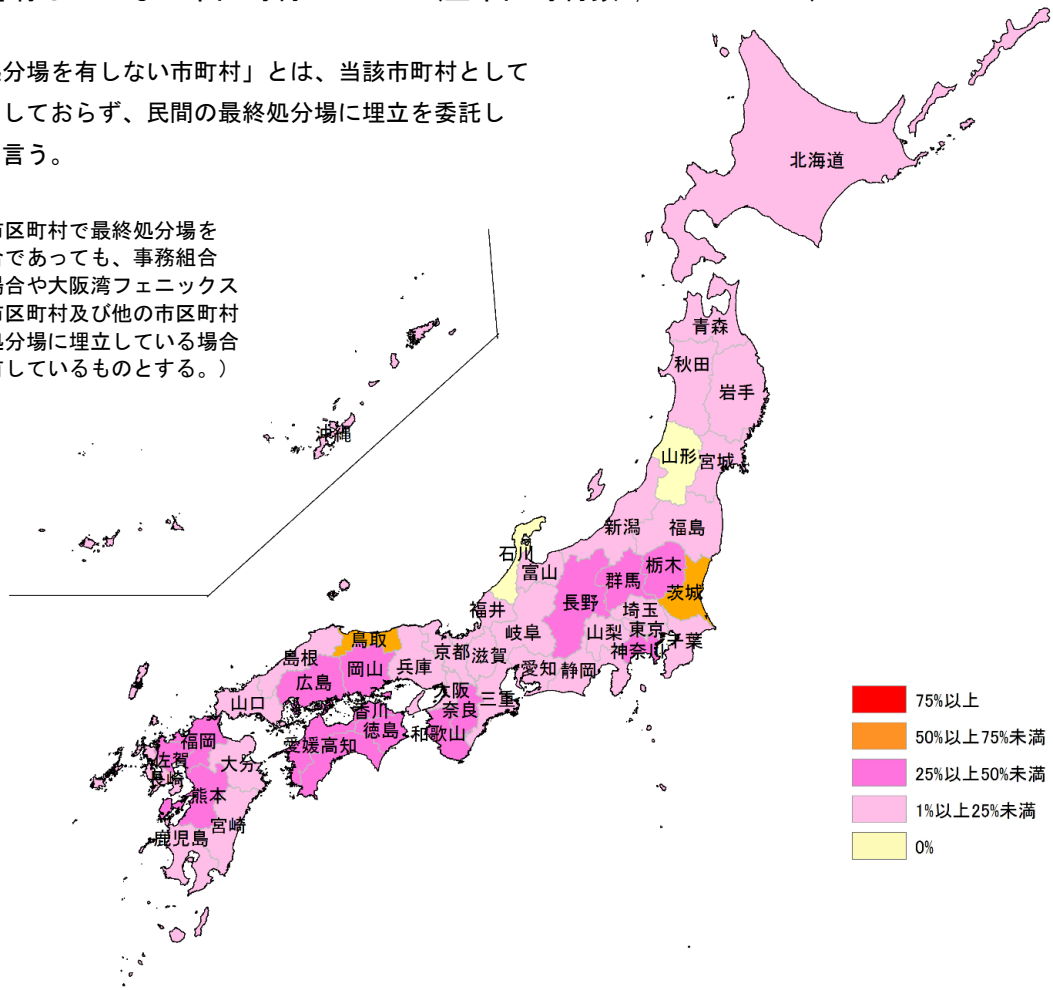
図－１７ 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移

最終処分場の整備状況は、各都道府県単位で見ると地域的な偏りが大きい（図－１８、１９）。

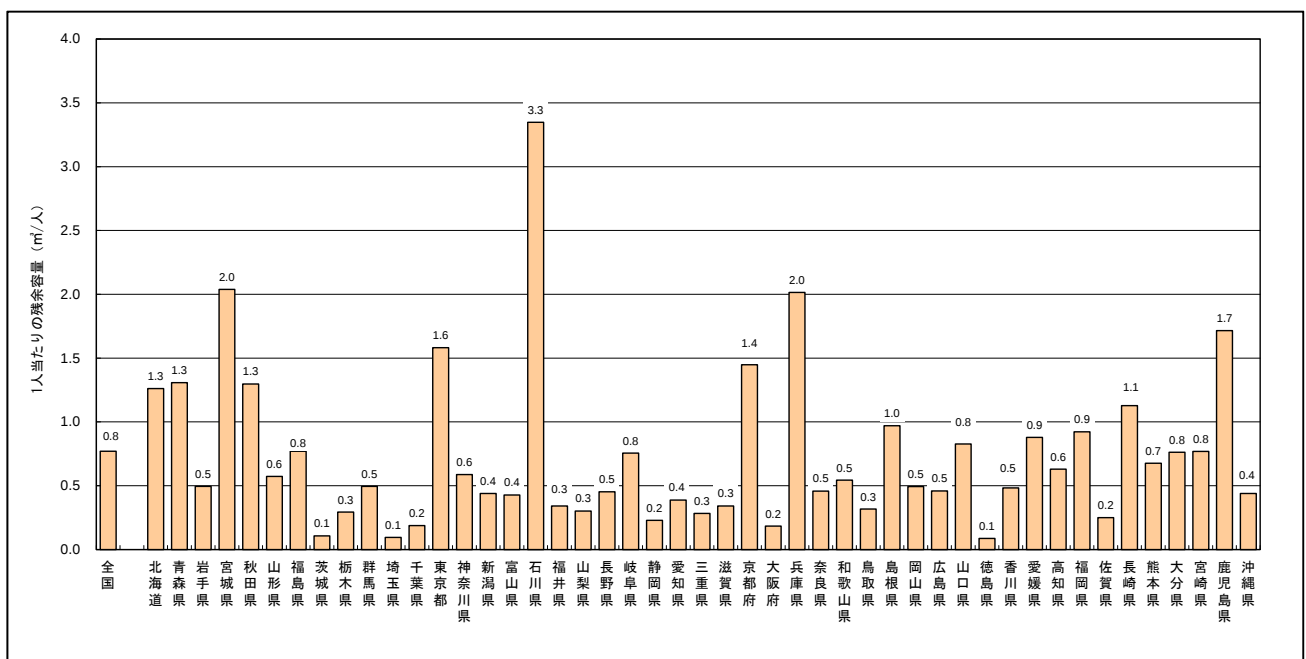
最終処分場を有していない市区町村^{注19)}：308(全市区町村数1,741の17.7%)

注19)「最終処分場を有しない市町村」とは、当該市町村として最終処分場を有しておらず、民間の最終処分場に埋立を委託している市町村を言う。

(ただし、当該市区町村で最終処分場を有していない場合であっても、事務組合で所有している場合や大阪湾フェニックス計画対象地域の市区町村及び他の市区町村・公社等の公共処分場に埋立している場合は最終処分場を有しているものとする。)



図－１８ 一般廃棄物最終処分場を有していない市町村の割合



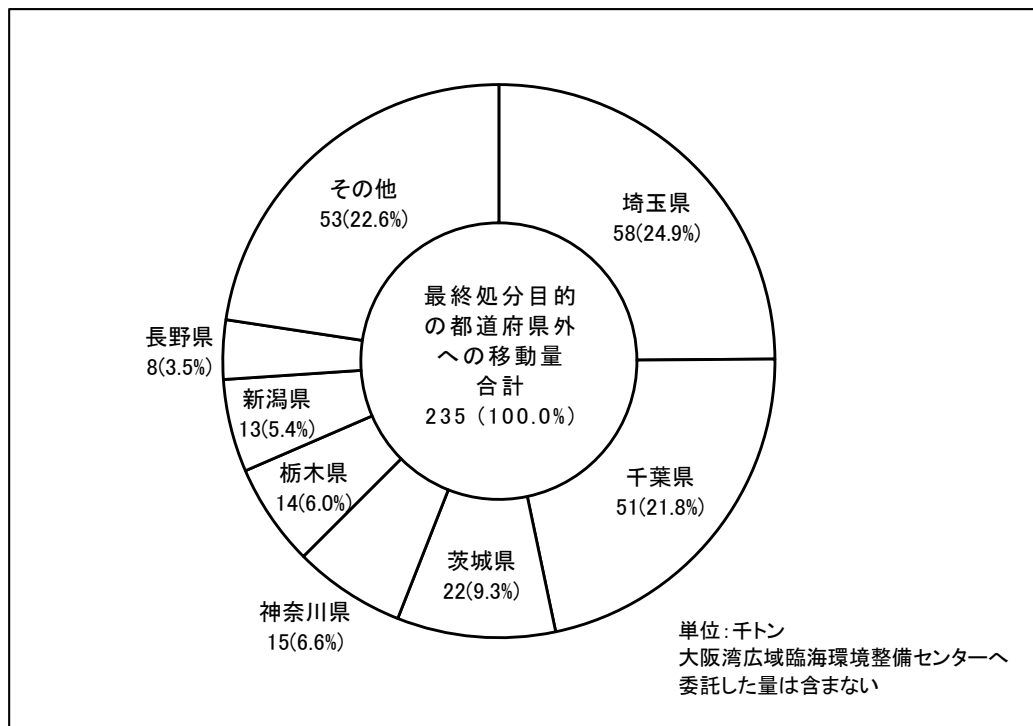
図－１９ 都道府県別の一人当たりの残余容量

(2) 最終処分を目的とした一般廃棄物の都道府県の区域を越える広域移動の状況

令和4年度に、都道府県外の施設に最終処分を目的として搬出された一般廃棄物の合計は、24万トン（最終処分量全体の7.0%）である。

埼玉県、千葉県、茨城県、神奈川県、栃木県、新潟県及び長野県の7県で18万トンであり、全体の77%を占めている（図－20）。

関東ブロックで20.0%の廃棄物が、中部ブロックで7.2%の廃棄物が都道府県外に搬出されている。これらのブロックでは最終処分場の確保が十分できず、一般廃棄物の都道府県外への移動が見られる状況である（表－5、図－21）。

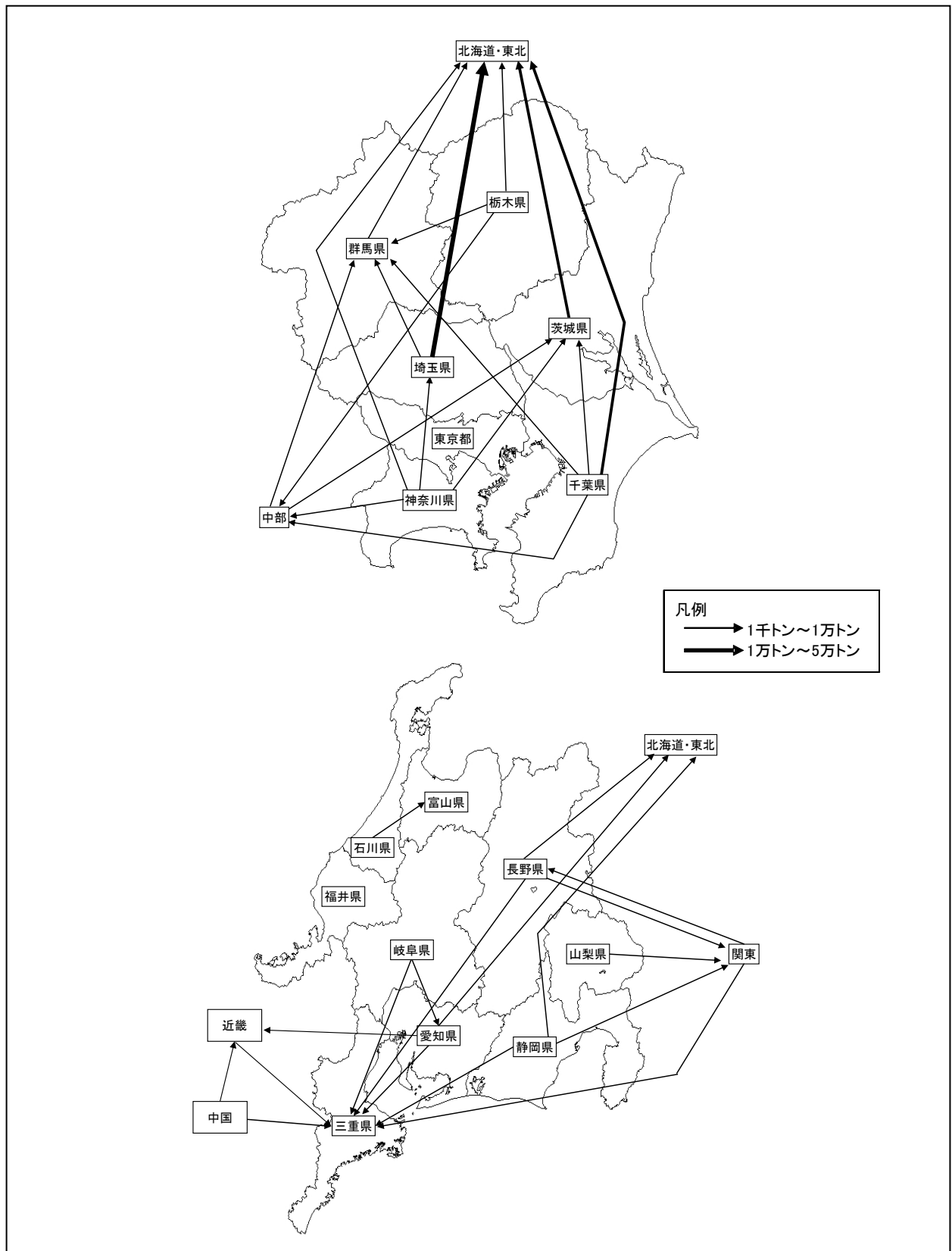


図－20 最終処分を目的とした一般廃棄物の広域移動の状況

表－5 最終処分量の都道府県外への移動状況

(単位：千トン)

ブロック名	最終処分量 ①	都道府県外への移動量	
		②	②/①
北海道・東北	687	19	2.8%
関東	832	167	20.0%
中部	419	30	7.2%
近畿	749	6	0.8%
中国	170	6	3.7%
四国	103	3	2.9%
九州・沖縄	415	4	0.9%
合計	3,375	235	7.0%



図ー２１ 関東、中部ブロックの広域移動状況

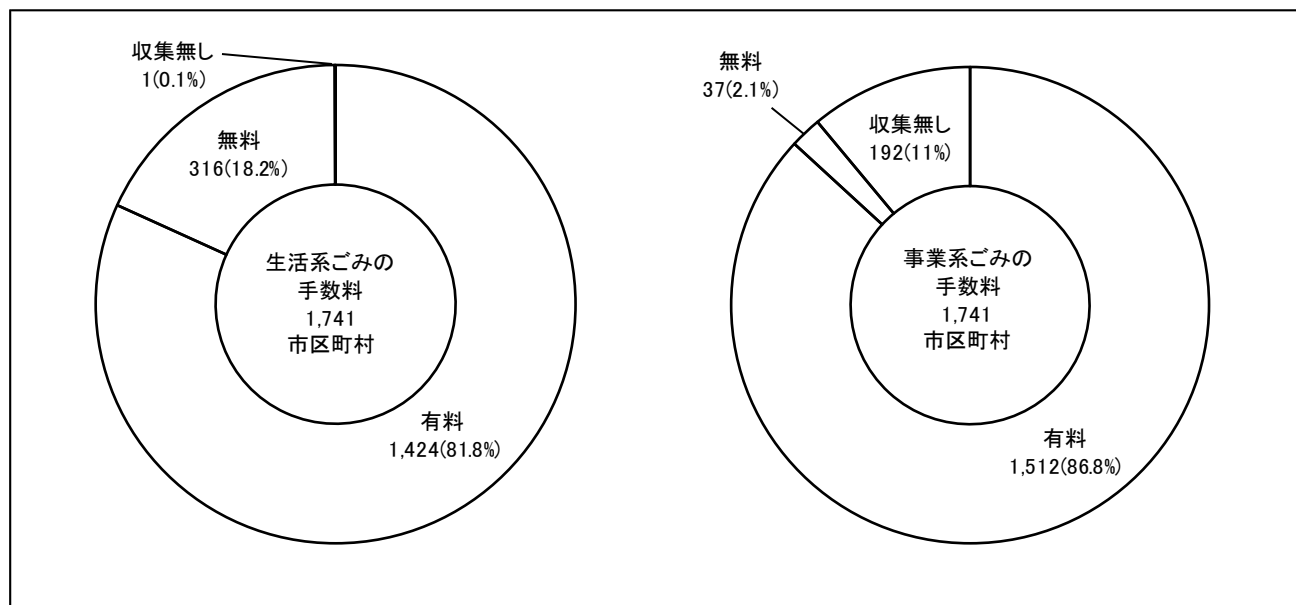
(参考)

- 最終処分場については、関東、中部ブロックにおいて、ブロック内での十分な処分先の確保が出来ていないことが明らかになっている。

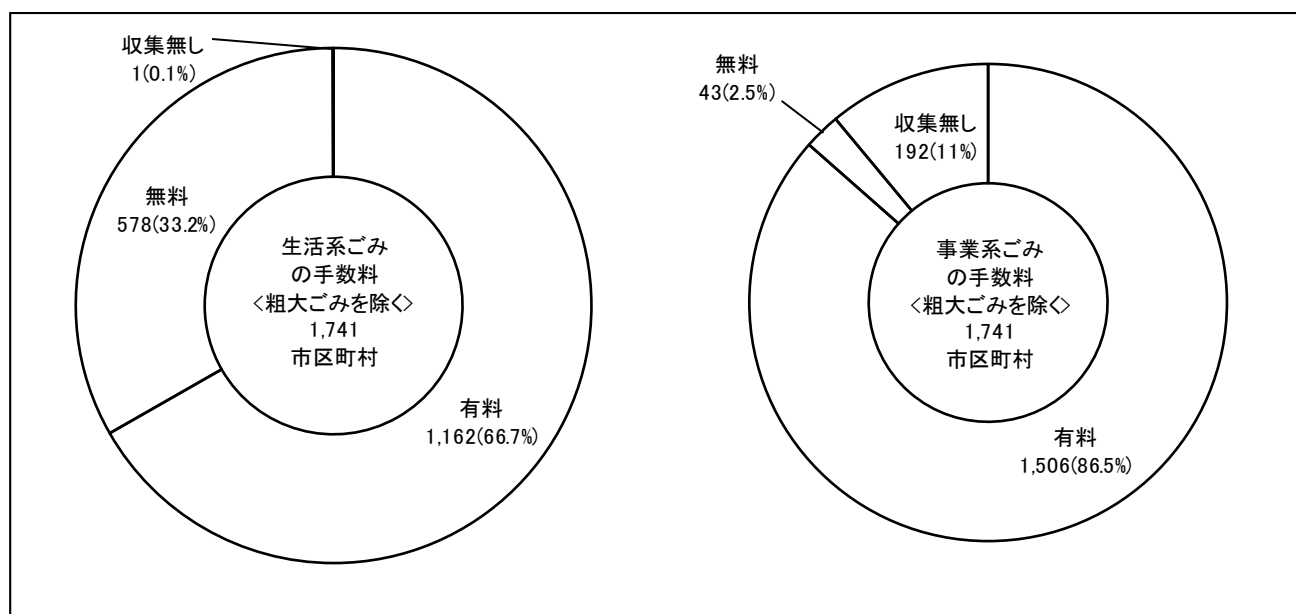
4. ごみ収集手数料の状況

ごみ収集について、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては1,741市区町村（令和3年度1,741市区町村）のうち、81.8%（1,424市区町村）（令和3年度81.5%（1,419市区町村））、事業系ごみに関しては86.8%（1,512市区町村）（令和3年度86.7%（1,509市区町村））である（図－22）。

粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては、66.7%（1,162市区町村）（令和3年度66.3%（1,154市区町村））、事業系ごみに関しては86.5%（1,506市区町村）（令和3年度86.4%（1,504市区町村））である（図－23）。



図－22 ごみ収集手数料の有料化の状況

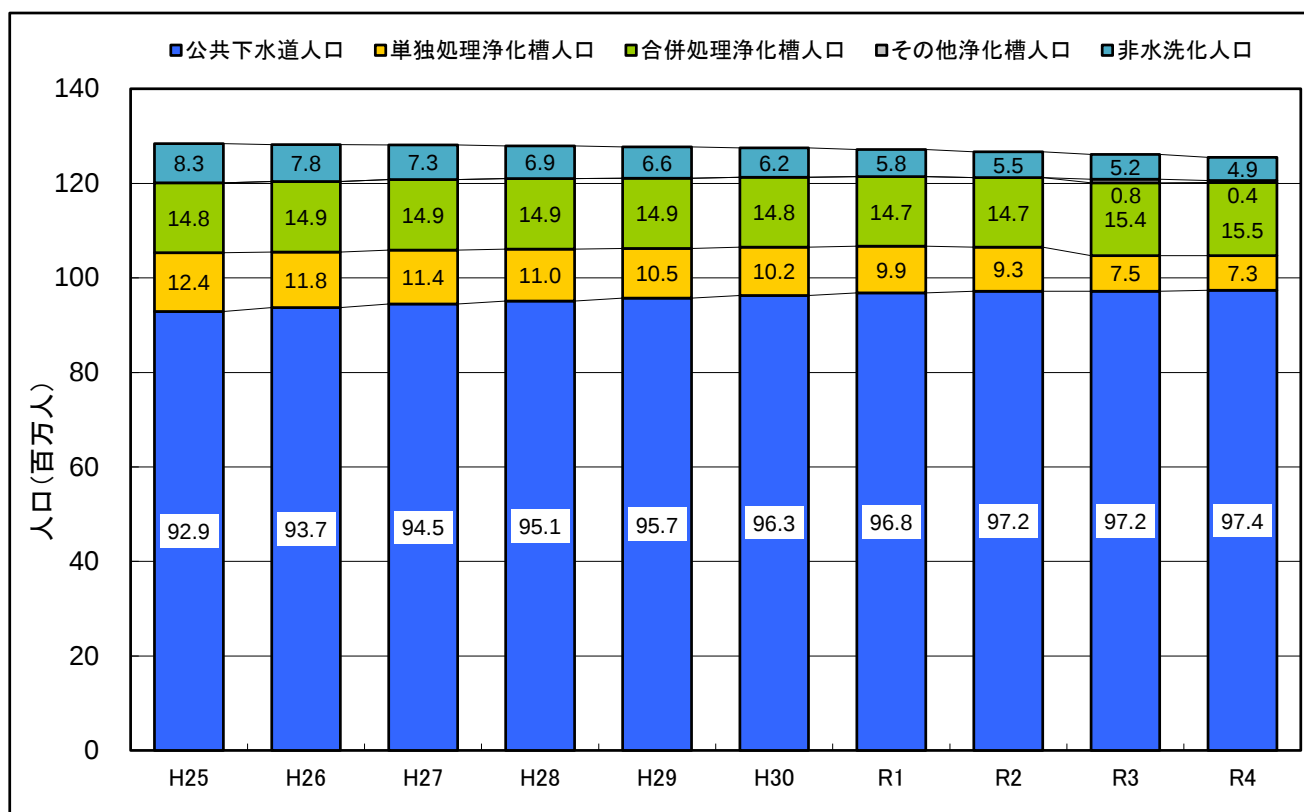


図－23 ごみ収集手数料の有料化の状況（粗大ごみを除く）

Ⅱ し尿処理

1. 水洗化の状況

総人口12,563万人のうち、水洗化人口^{注20)}は12,073万人(96.1%)（令和3年度12,091万人(95.9%)）である。うち、浄化槽人口^{注21)}が2,330万人(18.5%)（令和3年度2,372万人(18.8%)）、公共下水道人口が9,744万人(77.6%)（令和3年度9,719万人(77.1%)）となっている。一方、非水洗化人口は490万人(3.9%)（令和3年度516万人(4.1%)）である（図－24）。



図－24 し尿処理形態の推移^{注22)}

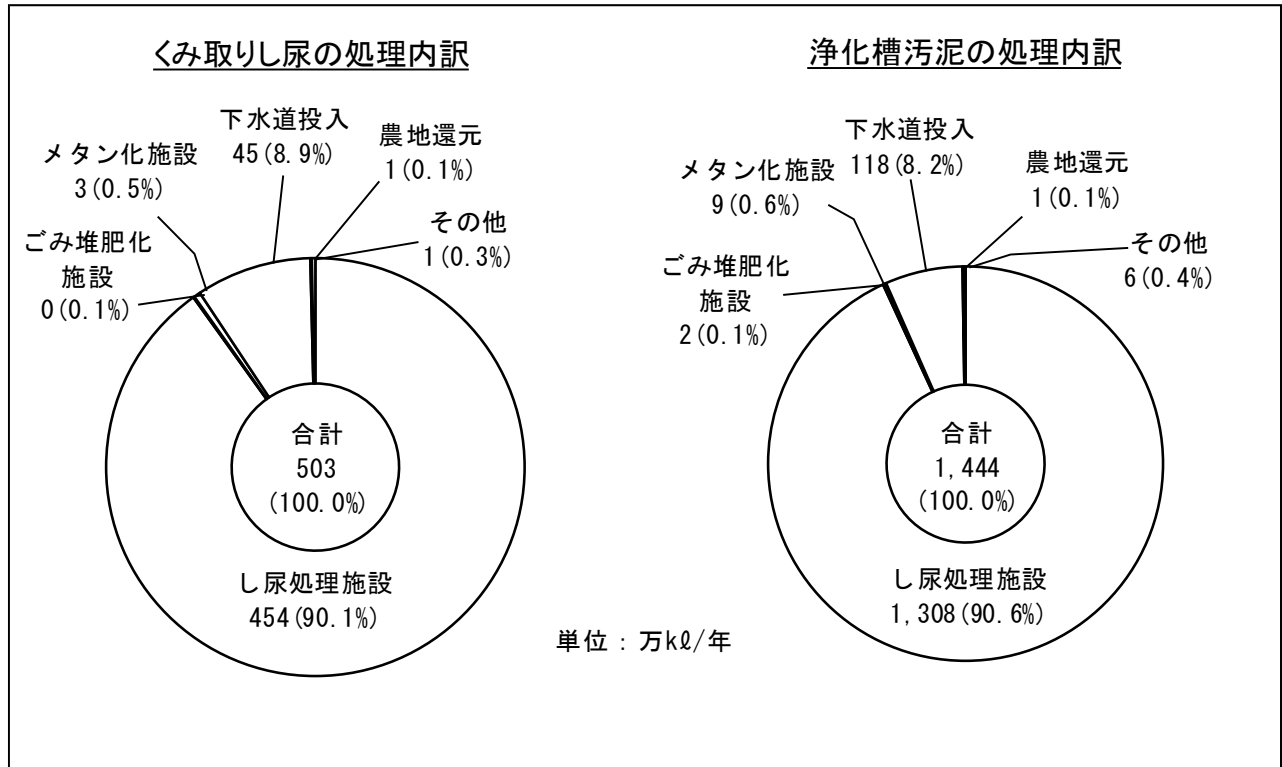
注20) 水洗化人口＝公共下水道人口＋浄化槽人口

注21) 浄化槽人口＝単独処理浄化槽人口＋合併浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口及び集落排水施設等人口を含む。）
＋その他浄化槽人口

注22) グラフ中の数値はそれぞれの構成人口（百万人）である。

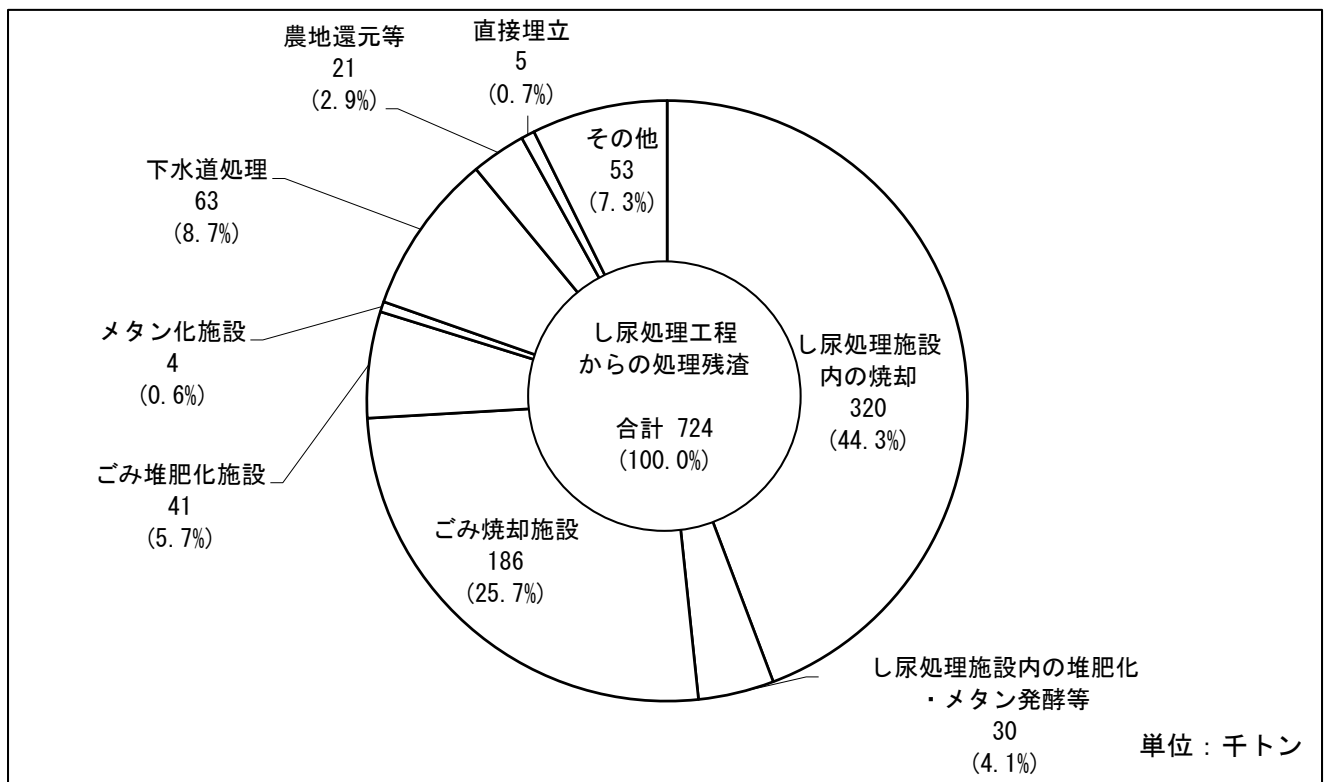
2. くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は合計で1,947万kℓ（令和3年度1,977万kℓ）であり、それぞれの内訳を図－25に示す。うち、し尿処理施設又は下水道投入によって処理された量は合計で1,925万kℓ（98.9%）（令和3年度1,954万kℓ（98.8%））である。



図－25 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理内訳

し尿処理施設において処理された後に発生する残渣は72万トンであり、そのうち、し尿処理施設内又はごみ焼却施設で焼却処分された量は残渣全体の70%となる。また、下水道処理が約9%ある。この他の残渣の一部は、堆肥化等により再資源化されている（図－26）。



図－26 し尿処理施設の処理工程からの処理残渣の処理内訳

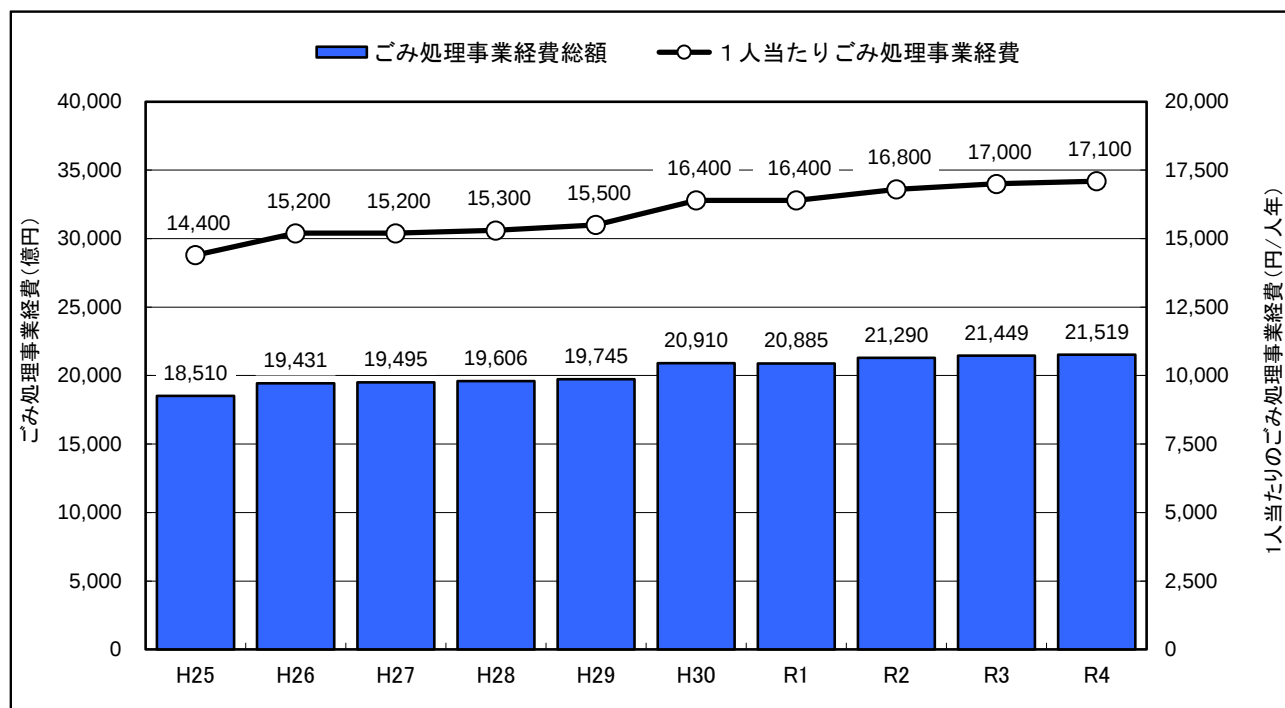
Ⅲ 廃棄物処理事業経費の状況 注23)

市区町村及び一部事務組合が、一般廃棄物の処理に要した経費（ごみ処理事業経費及びし尿処理事業経費の合計）は、23,698億円（令和3年度 23,602億円）である。

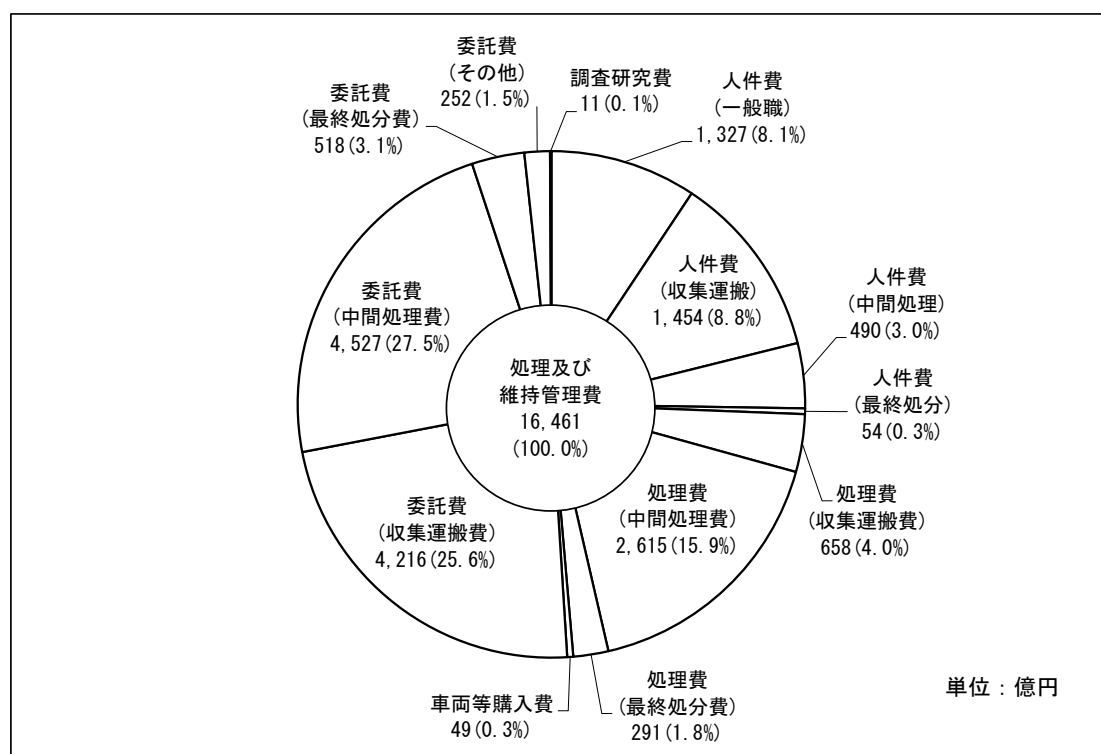
注23) 国庫補助金交付要綱の適用を受けた災害廃棄物処理に係る経費を除く。

1. ごみ処理事業経費

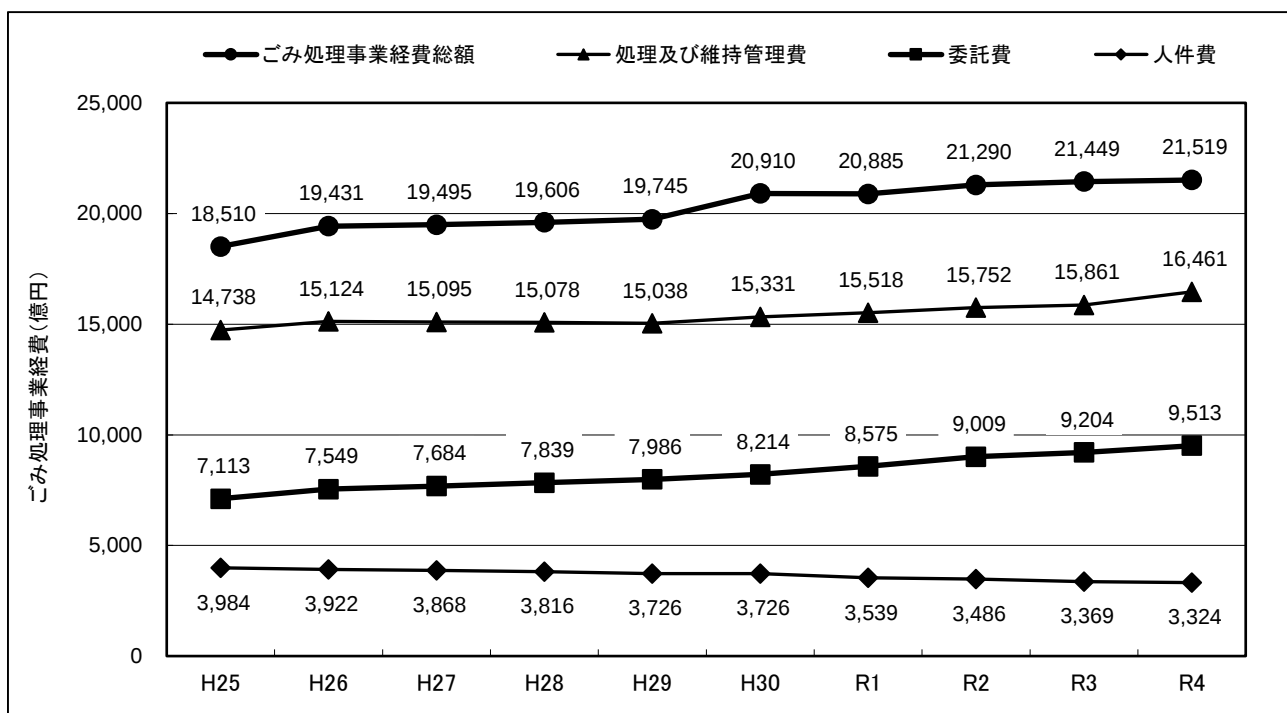
ごみ処理事業経費は、21,519億円であり、国民1人当たりに換算すると、17,100円となる（図－27）。ダイオキシン類対策を行った施設の更新需要が増えており、平成25年度以降は概ね増加傾向である。



図－27 ごみ処理事業経費の推移



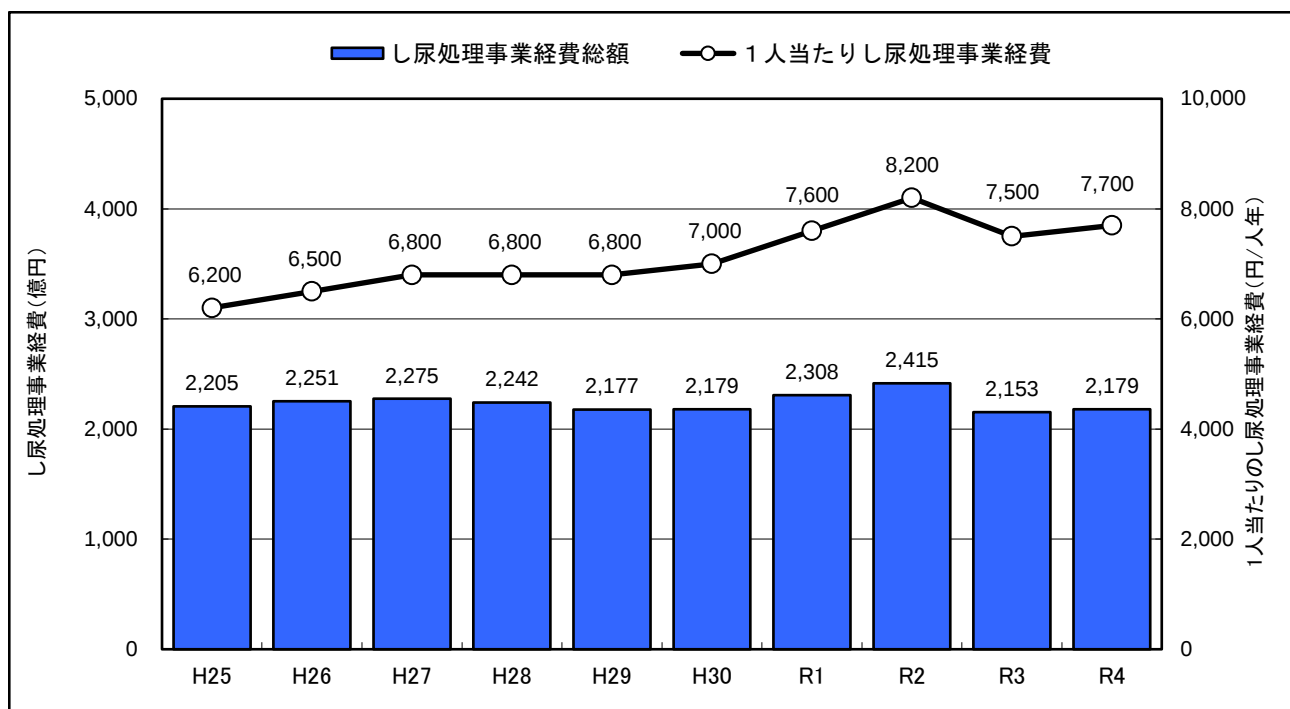
図－28 処理及び維持管理費の内訳



図－２９ 項目別ごみ処理事業経費の推移

２．し尿処理事業経費

し尿処理事業経費は、2,179億円であり、し尿処理対象人口（非水洗化人口及び浄化槽人口^{注24)}の合計）１人あたりに換算すると、7,700円となる（図－３０）。



図－３０ し尿処理事業経費の推移

注24) 浄化槽人口＝単独処理浄化槽人口＋合併浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口及び集落排水施設等人口を含む。）
＋その他浄化槽人口

Ⅳ 3 R取組上位市町村

表ー6 リデュース(1人1日当たりのごみ排出量^{注25)})取組の上位10位市町村^{注26)}、^{注27)}、^{注28)}

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上	
令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1. 長野県 川上村 283.3 ㌿㌿/人日	1. 長野県 南牧村 306.6 ㌿㌿/人日	1. 東京都 日野市 600.5 ㌿㌿/人日	1. 静岡県 掛川市 622.6 ㌿㌿/人日	1. 東京都 八王子市 726.8 ㌿㌿/人日	1. 東京都 八王子市 748.2 ㌿㌿/人日
2. 長野県 南牧村 319.4 ㌿㌿/人日	2. 長野県 川上村 327.6 ㌿㌿/人日	2. 静岡県 掛川市 614.5 ㌿㌿/人日	2. 東京都 日野市 630.7 ㌿㌿/人日	2. 愛媛県 松山市 754.0 ㌿㌿/人日	2. 京都府 京都市 757.8 ㌿㌿/人日
3. 徳島県 神山町 393.0 ㌿㌿/人日	3. 徳島県 神山町 378.9 ㌿㌿/人日	3. 東京都 小金井市 619.6 ㌿㌿/人日	3. 東京都 小金井市 635.3 ㌿㌿/人日	3. 京都府 京都市 757.3 ㌿㌿/人日	3. 愛媛県 松山市 761.0 ㌿㌿/人日
4. 長野県 北相木村 422.1 ㌿㌿/人日	4. 宮崎県 高原町 416.1 ㌿㌿/人日	4. 東京都 西東京市 648.7 ㌿㌿/人日	4. 東京都 立川市 665.7 ㌿㌿/人日	4. 神奈川県 川崎市 766.7 ㌿㌿/人日	4. 神奈川県 川崎市 791.7 ㌿㌿/人日
5. 北海道 更別村 426.4 ㌿㌿/人日	5. 北海道 更別村 427.9 ㌿㌿/人日	5. 東京都 小平市 655.7 ㌿㌿/人日	5. 静岡県 藤枝市 672.0 ㌿㌿/人日	5. 神奈川県 横浜市 793.9 ㌿㌿/人日	5. 神奈川県 横浜市 807.1 ㌿㌿/人日
6. 宮崎県 高原町 430.5 ㌿㌿/人日	6. 長野県 天龍村 430.3 ㌿㌿/人日	6. 東京都 府中市 660.0 ㌿㌿/人日	6. 東京都 西東京市 672.2 ㌿㌿/人日	6. 埼玉県 川口市 795.0 ㌿㌿/人日	6. 埼玉県 川口市 813.9 ㌿㌿/人日
7. 長野県 泰阜村 432.7 ㌿㌿/人日	7. 長野県 阿南町 443.7 ㌿㌿/人日	7. 東京都 東村山市 661.8 ㌿㌿/人日	7. 東京都 小平市 672.6 ㌿㌿/人日	7. 静岡県 浜松市 808.1 ㌿㌿/人日	7. 静岡県 浜松市 819.7 ㌿㌿/人日
8. 長野県 阿南町 434.2 ㌿㌿/人日	8. 長野県 泰阜村 444.1 ㌿㌿/人日	8. 東京都 立川市 662.9 ㌿㌿/人日	8. 東京都 国分寺市 677.7 ㌿㌿/人日	8. 広島県 広島市 816.7 ㌿㌿/人日	8. 広島県 広島市 825.5 ㌿㌿/人日
9. 長野県 下條村 438.6 ㌿㌿/人日	9. 長野県 高森町 451.9 ㌿㌿/人日	9. 東京都 国分寺市 666.7 ㌿㌿/人日	9. 東京都 東村山市 679.3 ㌿㌿/人日	9. 埼玉県 さいたま市 822.6 ㌿㌿/人日	9. 北海道 札幌市 831.5 ㌿㌿/人日
10. 長野県 中川村 439.6 ㌿㌿/人日	10. 長野県 下條村 456.7 ㌿㌿/人日	10. 静岡県 藤枝市 667.5 ㌿㌿/人日	10. 東京都 府中市 680.9 ㌿㌿/人日	10. 千葉県 船橋市 825.7 ㌿㌿/人日	10. 埼玉県 さいたま市 845.3 ㌿㌿/人日

表ー7 リサイクル(リサイクル率^{注29)})取組の上位10位市町村^{注26)}、^{注27)}、^{注28)}

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上	
令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
1. 鹿児島県 大崎町 84.0 %	1. 北海道 豊浦町 87.1 %	1. 神奈川県 鎌倉市 56.3 %	1. 神奈川県 鎌倉市 52.6 %	1. 千葉県 千葉市 34.4 %	1. 千葉県 千葉市 33.3 %
2. 徳島県 上勝町 81.1 %	2. 鹿児島県 大崎町 81.6 %	2. 東京都 国分寺市 45.0 %	2. 東京都 小金井市 44.8 %	2. 東京都 八王子市 28.3 %	2. 東京都 八王子市 27.3 %
3. 鹿児島県 志布志市 76.0 %	3. 徳島県 上勝町 79.9 %	3. 東京都 小金井市 44.6 %	3. 東京都 国分寺市 44.5 %	3. 愛知県 名古屋市中区 26.9 %	3. 愛知県 名古屋市中区 26.7 %
4. 北海道 豊浦町 74.4 %	4. 鹿児島県 志布志市 74.3 %	4. 岡山県 倉敷市 44.1 %	4. 岡山県 倉敷市 43.5 %	4. 福岡県 北九州市 24.2 %	4. 福岡県 北九州市 25.4 %
5. 北海道 小平町 65.8 %	5. 北海道 小平町 66.1 %	5. 埼玉県 加須市 37.7 %	5. 埼玉県 加須市 37.4 %	5. 新潟県 新潟市 23.6 %	5. 新潟県 新潟市 24.4 %
6. 長野県 木島平村 64.3 %	6. 長野県 木島平村 65.8 %	6. 東京都 立川市 36.3 %	6. 東京都 東村山市 36.4 %	6. 神奈川県 横浜市 22.6 %	6. 神奈川県 横浜市 23.2 %
7. 福岡県 大木町 63.9 %	7. 福岡県 大木町 64.7 %	7. 愛知県 小牧市 36.1 %	7. 愛知県 小牧市 36.1 %	7. 埼玉県 川口市 22.5 %	7. 埼玉県 川口市 22.8 %
8. 鳥取県 日吉津村 53.8 %	8. 北海道 喜茂別町 61.4 %	8. 東京都 東村山市 35.7 %	8. 東京都 立川市 35.5 %	8. 埼玉県 さいたま市 20.9 %	8. 埼玉県 さいたま市 22.1 %
9. 奈良県 斑鳩町 50.9 %	9. 北海道 鹿追町 60.8 %	9. 東京都 西東京市 34.1 %	9. 東京都 調布市 34.6 %	9. 千葉県 船橋市 20.6 %	9. 千葉県 船橋市 21.3 %
9. 北海道 下川町 50.9 %	10. 鳥取県 日吉津村 53.2 %	10. 東京都 調布市 33.8 %	10. 東京都 西東京市 33.9 %	10. 北海道 札幌市 19.6 %	10. 北海道 札幌市 20.5 %

注25) 総人口に外国人人口を含んでいる。

注26) 福島第一原子力発電所の事故による福島県内の帰還困難区域に係る町村は除外している。

注27) 東京都23区は「東京都23区分」として合算

注28) ごみ排出量は災害廃棄物を除く

注29) 中間処理後再生利用量から固形燃料(RDF、RPF)、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等へ直接投入、飛灰の山元還元された量を差し引き、リサイクル率を算出した。

表－８ エネルギー回収（ごみ処理量当たりの発電電力量）取組の上位10位施設 ^{注30)}

令和4年度	1.	愛知県	名古屋市	名古屋市北名古屋工場	783 kWh/トン
	2.	群馬県	太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ	725 kWh/トン
	3.	東京都	町田市	町田市バイオエネルギーセンター	707 kWh/トン
	4.	兵庫県	神戸市	港島クリーンセンター	706 kWh/トン
	5.	大阪府	東大阪都市清掃施設組合	第五工場	699 kWh/トン
	6.	茨城県	水戸市	水戸市清掃工場（ごみ焼却施設）	699 kWh/トン
	7.	千葉県	船橋市	船橋市南部清掃工場	689 kWh/トン
	8.	埼玉県	東埼玉資源環境組合	第二工場ごみ処理施設	685 kWh/トン
	9.	兵庫県	高砂市	東播臨海広域クリーンセンター	677 kWh/トン
	10.	千葉県	船橋市	船橋市北部清掃工場	667 kWh/トン
令和3年度	1.	愛知県	名古屋市	名古屋市北名古屋工場	790 kWh/トン
	2.	群馬県	太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合クリーンプラザ	746 kWh/トン
	3.	茨城県	水戸市	水戸市清掃工場（ごみ焼却施設）	719 kWh/トン
	4.	大阪府	東大阪都市清掃施設組合	第五工場	716 kWh/トン
	5.	兵庫県	神戸市	港島クリーンセンター	705 kWh/トン
	6.	埼玉県	東埼玉資源環境組合	第二工場ごみ処理施設	694 kWh/トン
	7.	千葉県	船橋市	船橋市南部清掃工場	681 kWh/トン
	8.	千葉県	船橋市	船橋市北部清掃工場	677 kWh/トン
	9.	東京都	町田市	町田市バイオエネルギーセンター	676 kWh/トン
	10.	新潟県	上越市	上越市クリーンセンター	669 kWh/トン

注30) 市町村・事務組合が設置した施設において比較
複数の炉の余熱を使って発電している場合は合算